

EY CSRD バロメーター 2026

サステナビリティ変革：
サステナビリティ報告2年目の進捗

日本語訳

2026年4月



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence



目次

1. 透明性は、総合的なレジリエンスに向けた変化の推進力	3
2. エグゼクティブサマリー	5
3. 主な所見	8
3.1 全般分析	8
3.2 ESRS 2が要求する全般的開示	13
3.3 選定したトピック別基準の詳細分析	23
3.3.1 ESRS E1 気候変動	23
3.3.2 ESRS S1 自社の従業員	27
3.3.3 ESRS G1 事業活動	32
4. サステナビリティ報告書の保証	35
5. アプローチおよび方法論	38
連絡先	41

免責事項

CSRD Barometer 2026で用いた評価基準は、2023年ESRS (Set 1とも呼ばれます) および欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) のサステナビリティ報告委員会が公表している非公式の導入ガイダンスを基礎としています。EFRAGは欧州委員会のテクニカルアドバイザーです。あわせて、欧州委員会のオムニバスパッケージによる影響も考慮しています。2025年12月にEFRAGが欧州委員会へのテクニカルアドバイスとして公表した簡素化ESRS案を使用している場合は、その旨を明示しています。

本書は、企業のサステナビリティ報告実務を網羅的に整理することを目的とするものではありません。ESRSの理解を深め、導入を進める上で重要となる要素について、実務的なインサイトを提供するものです。

EY組織およびそのメンバーファームは、本文書でハイパーリンク等により参照または言及されている第三者ウェブサイトの内容、正確性またはセキュリティについて、いかなる責任も負いません。

本資料は一般的な情報提供および教育目的のために作成されたものであり、会計、税務、法律その他の専門的助言を意図したものではなく、これに依拠すべきものではありません。

個別の助言が必要な場合は、専門のアドバイザーにご相談ください。また、本資料は作成時点の状況を踏まえて理解されるべきものです。

1 透明性は総合的なレジリエンスへ向けた 変革の推進力

地政学的な混乱を背景にした世界的な景気後退の中で、企業は自社の事業を守りながら、よりレジリエンスの高い事業体へ移行するための対応に焦点を当てるようになっていきます。サステナビリティ変革は優先課題の最前線から後退する場面も増えていますが、長期的には依然として不可欠なテーマです。^{*1} そのため、企業の信頼性のあるサステナビリティ開示は、投資家、サプライヤー、消費者、非政府組織(NGO)を含む幅広いステークホルダーに情報を提供する包括的な変革アプローチの一部として、引き続き重要な役割を担い、不確実な環境下での十分な情報に基づく意思決定を支えています。

分析対象企業のサステナビリティ情報では、温室効果ガス(GHG)排出量、気候変動の緩和・適応目標、企業の移行戦略(気候移行計画など)に引き続き注力しています。また、ガバナンスの実務、労働力に関する方針、デューデリジェンス措置などに係る「報告」は、標準的な実務として定着しつつあります。

企業サステナビリティ報告指令(CSRD)および欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の欧州経済領域(EEA)加盟国への導入は、この1年で前進しました。一方、複数の加盟国では、進行中のオムニバスパッケージ^{*2}に関する議論を背景に、国内法化がなお保留されています。CSRDを国内法化した加盟国では、オムニバスパッケージで定められた「Stop-the-Clock」により、非上場の大規模企業が報告義務の対象となる時期は、2025年1月1日から2027年1月1日以降に開始する報告期間からとなりました。したがって、CSRDを国内法化した加盟国に本社を置く大規模上場企業のみが、ESRS準拠のサステナビリティ報告書を作成・公表し、保証を取得することを求められています。こうした規制上の遅れにもかかわらず、多くの企業は自国での国内法化の状況にかかわらず任意の報告を継続しており、義務的要件を超えてサステナビリティの透明性と保証に取り組む姿勢を示しています。

当CSR Barometer 2026は、EU、EEAおよびEU域外に本社を置く企業がESRSに従って作成したサステナビリティ報告書を分析しています。分析サンプルは、2025年CSR Barometer(2025年3月末までに公表された最初の200社の報告書)に含まれた初回適用企業200社の報告書を基礎としています。2026年3月31日時点で、この200社のうち196社がサステナビリティ報告書を公表しており、そのうち94社は法定の報告義務がない中で報告書を公表しています。当Barometerでは、これら196件の報告書について、当年度および前年度の報告内容をさらに分析しています。

全体として、企業は前年の成果を土台に、より「事業」に即したESRS準拠のサステナビリティ報告書を作成するための取り組みを進め、外部者による保証も受けています。2025年のESRS報告書では、データ品質および見積り手法の成熟度が高まっており、前年度データの修正が一部で明示されていることも、この進展を裏付けています。実際、サンプル企業の83社(42.3%)が過年度の誤謬を特定し、修正後の数値を開示しています。報告書全体の透明性と一貫性は、価値のある改善を後押しする基盤となります。

環境・社会・ガバナンス(ESG)トピックを対象とする堅牢な報告フレームワークの確立と導入は、外部保証も伴い、包括的なESG開示への要請に応えるものとなります。EUは、透明性が高くデータに基づく報告を義務付け、加盟国間で調和した基準を推進することで、ステークホルダーの情報に基づく意思決定を支援するだけでなく、責任あるレジリエントな事業慣行のグローバルなベンチマークも提示しています。気候目標とより強固なESG実務へのこのコミットメントは、人々と環境のために産業を変革し、サステナビリティへの移行を主導するというEUの姿勢を示しています。

^{*1} WEF Global Risk Reports 2026も参照 https://reports.weforum.org/docs/WEF_Global_Risks_Report_2026.pdf (2026年3月31日にアクセス)。

^{*2} 指令(EU) 2025/794は、指令(EU) 2022/2464および(EU) 2024/1760を修正した加盟国が特定の企業サステナビリティ報告およびデューデリジェンス要件を適用する日付に関するもの。 https://finance.ec.europa.eu/news/omnibus-package-2025-04-01_en も参照(2026年3月31日にアクセス)。

CSRDバロメーターの目的

本CSRDバロメーターは、196社のサンプルに基づき、2025年度に公表されたCSRDに準拠した報告書に見られる共通点と特異点、企業固有の開示、ダブルマテリアリティ評価(DMA)に関連する事実関係、ならびに業界別の傾向を把握することを目的としています。本報告書では、ESRSに従って作成されたサステナビリティ報告書の分析結果と、(潜在的な)ビジネス上の影響に関する評価を示し、前年度の報告との比較による変化も取り上げます。さらに、利用者の視点から、データ収集時にこれらのサステナビリティ報告書を利用する際の課題と主な所見を明らかにします。以降の章では、全般的開示要件

およびダブルマテリアリティ評価(DMA)から生じるサステナビリティ項目に関する開示実務を概観した上で、ESRS E1「気候変動」、S1自社の従業員、G1事業活動に係る実務上の適用を詳細に分析し、開示実務における特異点も特定します。

報告実務を分析するにあたり、特定の傾向に関連する企業の平均的な状況を、本書の複数箇所で算出しています。この目的のため、算術平均(̄)を一貫して用いています。

サンプル企業は、持続可能な産業分類システム®(SICS®)に基づき業界別に分類しています。詳細は第5章で説明しています。

表1: SICS業界および業界略語

SICSセクター	略称
消費財	CG
採掘・鉱物加工	EM
食品・飲料	FB
金融サービス	FS
ヘルスケア	HC
インフラ	IS
再生可能資源・代替エネルギー	RR
資源変換	RT
サービス	SC
テクノロジー・通信	TC
運輸	TP

2 エグゼクティブサマリー

CSRD適用2年目には、分析対象企業の報告内容に改善が見られました。報告書は読みやすさと簡潔性が増し、開示されたダブルマテリアリティ評価(DMA)はより焦点が絞られ、提供される情報量(ページ数)には減少がみられる中でも報告データ自体は増加しています。また、分析対象の報告書の大半は第三者保証を受けており、公開された報告書のうち第三者保証を受けていない企業は3社にとどまります。CSRD報告が義務付けられていない企業のうち1社は、ESRSに準拠した報告ではなく、代わりに簡素化ESRSによる報告を行いました。簡素化ESRSは、EFRAGによる欧州委員会へのテクニカルアドバイスに基づく草案の段階であり、EUによる正式な採択には至っていません。前年度のベースラインに加え、報告基準をめぐる継続的な議論や報告要件に対する企業の不確実性が、2025年のサステナビリティ項目の開示を方向付けています。同時に、短期的な経済的圧力と長期的な環境上の要請の下で進む変革プロセスを背景に、次のような開示傾向が確認されています。

全般的開示要件(ESRS 2)

ESRS 2全般的開示要件は定着しつつあり、すべての企業が形式面のコンプライアンスについて一定の水準を満たしたとしています。サステナビリティ戦略の開示は、相互参照を活用しながら、全体的な事業戦略の説明に広く組み込まれています。バリューチェーンの説明やステークホルダー・エンゲージメントに関する開示は一般的になっていますが、その深度と明瞭さには、企業や業界によって差があります。

ESRSのPhase-in条項に関する救済措置が広く利用されていることは、報告負担を軽減しようとする取り組みを示す一方で、特にバリューチェーン情報や予想される財務的影響に関して、比較可能性と透明性を制限しています。ダブルマテリアリティ開示は成熟度を高めており、より明確で視覚的な表示が増えています。マテリアリティ評価の結果を報告構造に完全に統合している企業はまだ数えるほどにとどまっています。

全体として、扱われるトピックの範囲は広いものの、詳細度にはばらつきがあります。報告の中心は引き続き労働力、気候変動、事業活動であり、水関連トピックや企業固有の項目は減少しています。報告されたインパクト、リスクおよび機会(IRO)の総数は減少しました。これは主に、ダブルマテリアリティ評価(DMA)の改善、インパクト・リスク・機会(IRO)管理の集約、方法論の更新を反映したものです。その中で、事業活動の分野だけは、関心・重要性が高まっています。

報告書で扱われるサステナビリティ事項

ESRS S1「自社の従業員」(100%)、ESRS E1「気候変動」(99.5%)、ESRS G1「事業活動」(97.4%)は、サンプル全体で最も頻繁に重要であると特定されたサステナビリティトピックです。これにESRS S2バリューチェーン内の労働者(76.5%)およびESRS E5資源利用と循環経済(72.4%)が続き、ESRS E3水および海洋資源は、重要と判断される割合が最も低いトピック(38.3%)となっています。

SIC業界別に見ると、金融サービス(FS)、サービス(SC)、テクノロジー・通信(TC)の企業は、重要と判断するトピック数が最も少ない傾向にあります。一方、消費財(CG)、食品・飲料(FB)、再生可能資源・代替エネルギー(RR)の企業は、最も多くのトピックを重要と分類しています。この傾向は前年から変わっていません。報告書の長さは、特定された重要なトピック数とは相関していません。

企業固有のトピックは、24.5%の企業により重要と特定されており、前年から1.0%減少しました。開示されている場合、主な内容は前年と同様に、サイバーセキュリティ、データプライバシー、マネーロンダリング、透明性のある税務慣行に関するものです。

多くの企業が重要と評価しているトピック別基準からの示唆(ESRS E1、S1およびG1)

気候変動は一貫して重要なサステナビリティトピックであり続け、1社を除くすべての企業がESRS E1「気候変動」について報告しています。大多数の企業は、気候変動の緩和、適応、エネルギーに対応しており、セクターを横断して比較しやすい開示が広がっています。

多くの企業が気候移行計画を策定していますが、その質にはばらつきがあります。本サンプルでは、21社が気候関連目標と1.5°C目標との整合性に言及していません。また、94社が移行計画の実行に必要な財務資源に関する情報を提供しています。セクター間の差はなお残っており、インフラストラクチャ(IS)セクターの企業が移行計画の報告を先導する一方、サービス(SC)セクターは遅れています。ネットゼロの目標年は主に2040年から2050年の間に設定されていますが、相当数の企業がネットゼロ目標を開示していません。

GHGスコープ3排出量についても、さらに詳しく分析しました。セクター横断の比較では、多くのセクターで比較可能な原単位水準が確認されます。一方、複雑なバリューチェーンを有する一部セクターでは、同一セクター内でも大きなばらつきが見られます。排出量を主に押し上げているのは、購入した商品(GHGスコープ3カテゴリー1)と販売製品の使用(GHGスコープ3カテゴリー11)です。

脱炭素化手段を開示する企業は増えており、とりわけエネルギー効率と再生可能エネルギーに関する言及が増加しています。持続可能な燃料に関する報告は大きく増加した一方、炭素回収などのより高度な手段は、なお限定的です。

総じて、ESRS E1の報告は進化していますが、移行計画、ネットゼロ目標、スコープ3の管理は、今後も改善が求められる主要領域です。

ESRS S1「自社の従業員」はすべての企業で報告されており、安定して定着した報告基盤があることが確認されています。報告内容は主に基本的な従業員関連のテーマに集中しており、一方で、より高度またはセンシティブな項目については、省略されるか、段階的に導入されつつあります。

労働条件や平等な待遇については広く開示されていますが、その他の労働に関する権利や企業固有のテーマの開示は、相対的に目立たなくなってきました。適正賃金に関する開示は、報告範囲の観点で縮小しています。また、開示される情報の内容や開示場所にも変化が見られます。

企業はPhase-in条項のオプションを頻繁に活用しており、その結果、非従業員労働者、社会保障、障がい者対応、ワークライフバランスに関する開示は相対的に数が少なくなっています。従業員に関する情報開示は業種による差が大きく、労働集約型

の業種では離職率や労働災害率が高い傾向が見られます。全体として、従業員に関する開示は成熟しているものの、選択的に行われています。

ESRS G1「事業活動」は、ほぼすべての企業で重要と判断されています。報告の中心は企業文化、汚職・贈賄であり、政治的関与に関する開示は限定的です。

約4分の1の企業が、特に金融サービス(FS)セクターにおいて、企業固有の事業活動トピックを報告しています。G1はPhase-in条項の対象ではありませんが、多くの企業では、特定のサブトピック、とりわけロビー活動に関する開示が限定的または未実施であり、比較可能性を低下させています。総じて、事業活動は報告の中核であり続ける一方、サブトピック間のカバレッジには偏りがあります。

サステナビリティ報告に対する初回の保証から得られた主な示唆

CSRDに準拠したサステナビリティ報告に対する保証は、現在では確立されたものとなっています。サンプル企業のほぼすべてが少なくとも限定的保証を取得しており、サステナビリティ報告書全体に対する限定的保証が市場の標準となっています。一方で、合理的保証は引き続き限定的にしか採用されておらず、主に一部の指標に対してのみ適用されています。

保証業務の多くは、企業の財務監査人によって実施されています。独立保証サービス提供者の利用はまれで、1件のみ確認されました。全体として保証の結論はほとんどが無限定であり、サステナビリティ報告書全体に強固で一貫した品質ベースラインが形成されていることを示しています。

報告2年目には、比較情報が広く利用可能となりました。ただし、保証範囲として必須なのは当期のみです。比較数値への言及の仕方には差があり、一部の保証報告書は、比較数値の一部または全部が保証対象外であることを明記しています。

今後を見据えると、サステナビリティ保証を取り巻く規制環境は変化しています。限定的保証は引き続き必須ですが、欧州委員会は合理的保証への義務的移行をもはや予定していません。同時に、「ISAE 3000(改訂)『過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務』」が、ISSA 5000サステナビリティ保証業務の一般的要件へ置き換わる予定ですが、2027年以降のCSRD報告に適用される保証基準については不確実性が残っています。

報告基盤の改善からサステナビリティ変革へ

CSRDは、社内での体系的な評価プロセスの導入や、保証提供者とのより体系的な連携を通じて、サステナビリティ報告の基盤を強化しました。保証提供者がダブル・マテリアリティ評価(DMA)や関連開示をレビュー・検証することで、より根拠付けられ、文書化された重要性判断と、より規律ある報告が実現されています。その結果、企業はCSRDに準拠した報告書を作成できるだけでなく、重要なサステナビリティ項目の管理・開示に向けた、より強固で一貫性のある基盤を構築することが可能になっています。

これまで高度または統合的な報告フレームワークを導入していた企業にとっては、統一されたESRSへの移行は、一時的に自社独自の開示から後退したように受け止められるケースもありました。しかし、すべての企業に共通するESRSの基準を適用したことで、企業間および業界横断での比較が初めて可能となりました。こうした比較可能性の向上は、単なるコンプライアンス対応から、より広範なサステナビリティ変革へと進む上での重要な一歩となります。

全体として、現在の開示は最終形ではなく、重要な出発点と位置づけられます。サステナビリティ報告は成熟度を高めつつありますが、今後はより事業に即した意思決定に役立つ、ストーリー性のある開示へと進化していくことが期待されています。この進化は、企業がESRS要件をガバナンスや戦略、報告プロセスにさらに組み込む中で継続していくと見込まれ、報告負担軽減を目的としたオムニバス改正の影響を受けつつも、引き続き進展していくと考えられます。

3 主な所見

3.1 全般分析

欧州サステナビリティ報告基準の適用

2025年3月28日までに報告した前年サンプルの200社は、EY CSRD Barometer 2026の基準となります。2026年3月31日までに、このうち196社がサステナビリティ報告書を公表し、本分析の対象となりました。

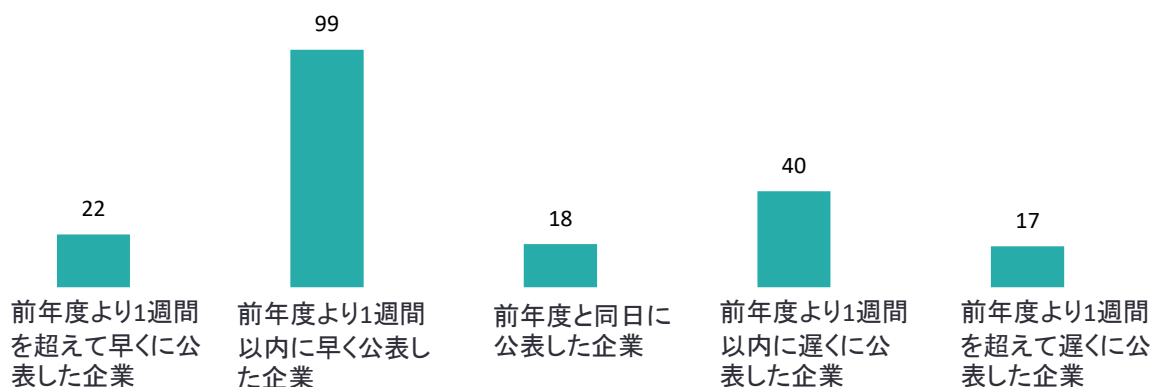
分析対象196社のうち195社は、EUが採択した欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を適用してサステナビリティ報告書を作成しています。これらはESRSとして知られ、現在は2023 ESRSと呼ばれています。^{*3}

CSRDをまだ国内法化していない国に本社を置く1社のみが、EUでは未採択の「簡素化ESRS」^{*4}を用いて、自主的にサステナビリティ報告書を作成・公表しました。同社は前年度、2023 ESRSに基づいて報告していました。

サステナビリティ報告書の公表時期

全体として、196社のうち157社は前年と同じ時期にサステナビリティ報告書を公表しました。22社は1週間以上早く、17社は前年より遅く公表しています。

図1: 公表タイミング



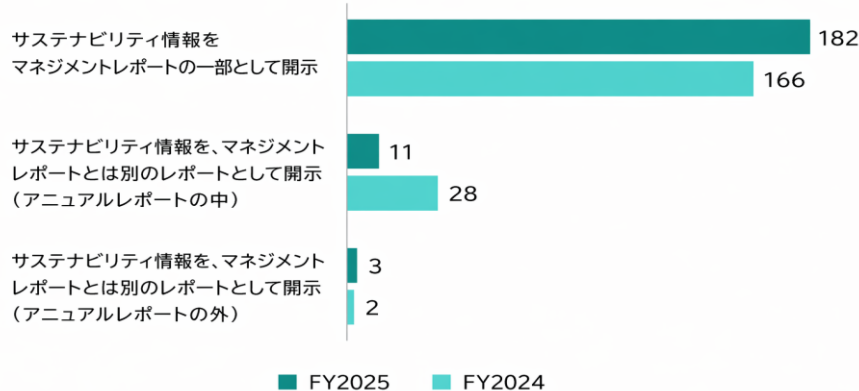
^{*3} 欧州委員会委任規則(EU)2023/2772(2023年7月31日公表)。[サステナビリティ報告基準に関して、欧州議会および理事会指令2013/34/EUを補完する2023年7月31日付欧州委員会委任規則\(EU\)2023/2772](#)(2026年3月31日アクセス)。

^{*4} 簡素化ESRS案 <https://www.efrag.org/en/draft-simplified-esrs>(2026年3月31日アクセス)。

サステナビリティ報告書の掲載場所

CSRDに準拠したサステナビリティ報告書は、財務諸表およびマネジメントレポートを含むアニュアルレポートの中に含めることが求められます。CSRDは、サステナビリティ報告書をマネジメントレポートの独立した一部として公表することを想定しています。マネジメントレポートはEU企業のアニュアルレポートを構成するため、EEA加盟国に本社を置き、CSRDを国内法化したすべての企業について、この要件への完全な準拠が求められます。

図2: サステナビリティ報告書の掲載場所



サステナビリティ報告書をマネジメントレポートに含めるという要件への準拠は進んでいます、少数かつ減少傾向にある企業においては、なお別の場所で報告書を開示しています。具体的には、サステナビリティ報告書をアニュアルレポート内には含めるもののマネジメントレポート外に置く企業は、前年度の28社から11社へ減少しました。3社はアニュアルレポート外で独立したサステナビリティ報告書を公表しており、そのうち1社は前年度にマネジメントレポート内で開示していた報告書を切り出しました。CSRDをまだ国内法化していない国に本社を置く企業では、CSRDからの逸脱がより顕著です。^{*5}

さらに、EU域外に本社を置き、EU加盟国にも上場していない企業はすべて任意で公表している点に留意しつつ分析すると、英国企業1社とスイス企業1社は、報告書をアニュアルレポート内(財務諸表の一部ではない)には含めたものの、マネジメントレポート外に配置していました。英国企業3社はマネジメントレポート内で報告しましたが、マネジメントレポートが複数部分に分かれていたため、アニュアルレポートのうちマネジメントレポートの一部と明示された別セクションで報告しています。今後、すべてのCSRDに準拠したサステナビリティ報告書は、会計指令が求めるとおりマネジメントレポート内に含められるべきであり、逸脱はEU加盟国以外に限られるべきです。

マネジメントレポートの作成義務はないもののCSRDの対象となるEU域外企業がサステナビリティ報告書を公表するようになれば、より広いEU域外企業サンプルを基に、当該情報がどこに掲載されるかを分析することは有益です。今後、EU域外の親会社は、サステナビリティ報告書を複数の場所に開示する選択肢を持つ可能性がある一方、地域の法域で定められた方法で開示することを求められる可能性もあります。

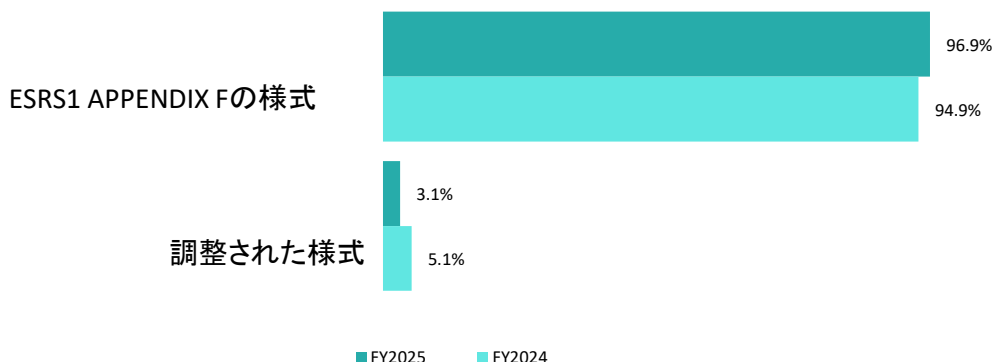
サステナビリティ報告書の構成

分析対象のほぼすべてのサステナビリティ報告書は、ESRS 1 Appendix Fに示された拘束力のない例示的構成を採用しています。すなわち、一般、環境(規則(EU) 2020/852第8条に基づく開示を含む)、社会、ガバナンスの4区分で情報を提示しています。前年と比べ、ESRS 1 Appendix Fの構成を採用する企業は2%増加し、約97%に達しました。これにより、この構成はベンチマークとしてさらに強まりました。このアプローチは、ESRSのトピック別基準との比較、およびセクターや同業他社間の比較を容易にします。企業固有の事情を反映するために調整した構成を用いた企業は約3%であり、多くの場合、その理由は示されていません。

ただし、前年にESRS 1 Appendix Fの構成に従って報告していた2社は、最も関連性の高い重要トピックを冒頭に置くことを重視して報告書を大幅に見直しており、意思決定有用性を意識したアプローチを示しています。同時に、6社はAppendix Fの構成との整合を目指すベンチマークへ移行しています。

^{*5} CSRDをまだ国内法化していない国については、表12を参照してください。

図3: サステナビリティ報告書の構成



さらに参照性を向上させるために、一部のサステナビリティ報告書では、報告されたトピックを特定の開示要件（GOV-1、SBM-3など）やデータポイント（GOV-1_01、SBM-3_01など）に結び付ける参照タグが付されています。この機能は前年と同様、分析対象企業全体で一貫して利用されているわけではありません。多くの企業は、サステナビリティ報告書の各セクションをESRSデータポイント（DP）またはESRS基準番号等にマッピングしています。196社中23社がDPまたは基準番号等を具体的に参照しており（うち9社は部分的な参照のみ）、この状況は前年度の公表時と変わっていません。

利用者の観点では、明確な目次、簡潔な参照ガイダンス、分かりやすいページの見出しにより、サステナビリティ情報を探しやすくなります。ESRS 1 APPENDIX Fが提案する構成に従い、企業固有の開示への変更を限定することで比較可能性は高まりますが、一部の特異点が生ずるよう、関連性が低下する可能性もあります。報告書のセクションを開示要件やDPと結び付けられれば、参照性がさらに改善され、将来のiXBRLタグ付けにも役立ちます。これにより、標準化された構成から、より企業固有の報告へ移行する余地も生まれます。

参照による組み込み

ESRSに基づいて報告する企業は、記述の読みやすさを高め、重複した報告を避けるために、参照による組み込みを活用しています。前年と同様、必須の指標や情報がアニュアルレポートの他の部分に含まれているケースが見られます。参照による組み込みにより用いられる相互参照の形式は、開示要件やDPを一覧化した表から、サステナビリティ記述の中で相互参照する方式まで、引き続き多様です。調査対象サンプルでは、196社中162社がESRSで認められる参照による組み込み（相互参照）を利用しており、前年から16.1%減少しました。SBM-1およびGOV-1からGOV-4は、前年の所見と同じく、引き続き最も頻繁に相互参照される開示要件です。

サステナビリティ報告書の長さ

196件のサステナビリティ報告書（EUタクソノミーに関する開示を含む）の平均ページ数は、123ページから112ページへと、平均で11ページ減少しました。一般的に、報告書の分量は、ダブルマテリアリティ評価（DMA）に基づく重要トピックによって規定されるわけではなく、グラフィックや図表の使用によって左右される傾向が引き続き見られます。今回分析対象となったサステナビリティ報告書のページ数は、24ページから313ページの範囲に分布しており、前年（34ページから398ページ）と比較して全体的に縮小しています。サンプル全体を通じて、報告書の分量および記述の詳細度には大きなばらつきが見られます。なお、「0」は平均を示します。50ページ以下の比較的簡潔な報告書は8社（前年：9社）であり、その平均ページ数は前年の42.6ページから37.9ページへ減少しています。

51～100ページの報告書は91件（前年：79件）で、平均73.1ページ（前年：74.7ページ）です。

101～150ページの報告書は59件（前年：61件）で、平均123.1ページ（前年：122.2ページ）です。

151～200ページの報告書は21件（前年：23件）で、平均171.3ページ（前年：171.9ページ）です。

特に注目すべき点として、200ページを超える報告書は、前年の24社から当年は17社へと減少しており、その平均ページ数も前年の263.4ページから当年の241.3ページへと大きく減少しています。

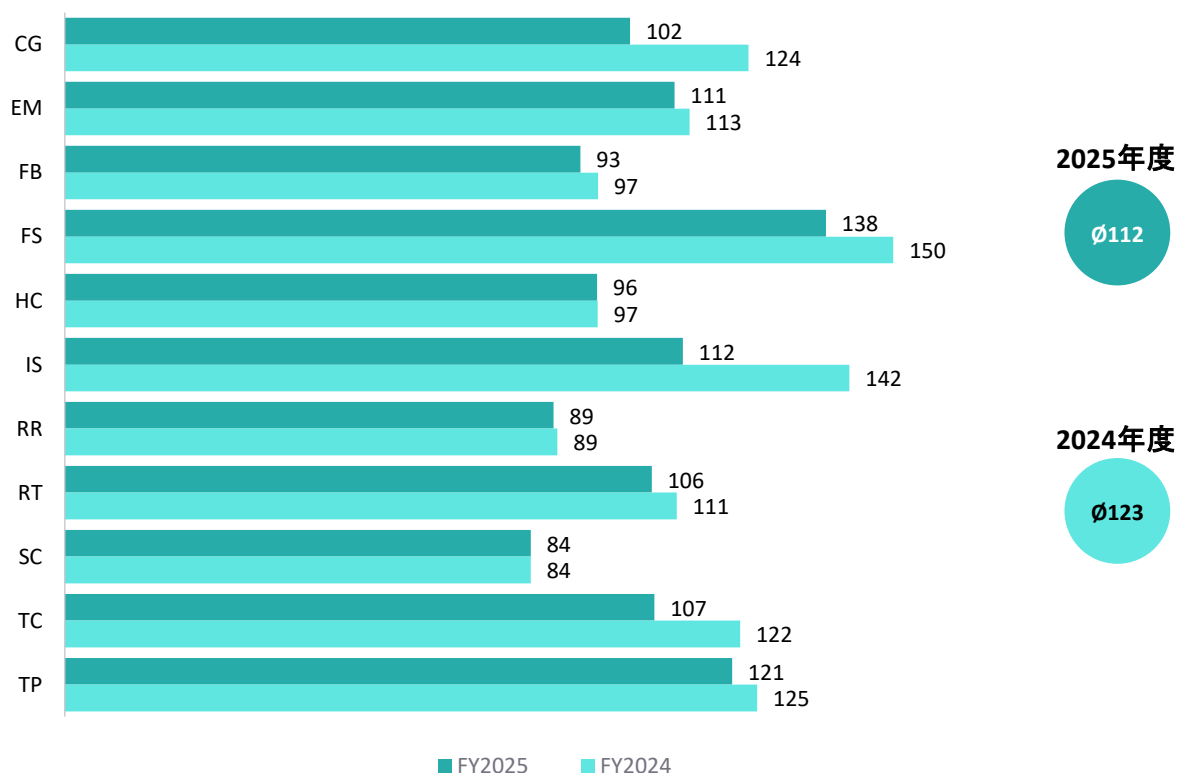
サステナビリティ報告書としてどの程度の分量が適切であるかについては、いまだ明確には定まっておらず、業種や企業ごとの事情に依存します。ただし、全体としては、報告書は前年よりも短くなっています。平均的に見ると、最も大きな削減（8%以上）が見られたのは、51ページ未満の企業群と200ページ超の企業群です。全体データを詳細に分析すると、196社のうち122社が開示分量を削減しており、その削減幅は1ページから254ページ、平均で24.8ページの減少となっています。一方、196社のうち68社は開示分量を増加させており、その増加幅は1ページから55ページ、平均で13.6ページの増加となっています。特に注目すべき点として、ある1社ではサステナビリティ報告書の分量が63.8%（254ページ）削減されています。この特異な企業では、すべてのESRS章において大幅な削減が行われており、特にESRS 2（とりわけガバナンス）、E1、E4、S1およびS3において大きな変更が見られます。

図に示すとおり、報告書の長さは、ダブルマテリアリティ評価(DMA)の結果、すなわち報告対象となる(サブ／サブサブ)トピック数に必ずしも左右されません。この点は金融サービス(FS)セクターで再び確認されました。同セクターは平均するとトピック数が最も少ない一方、ページ数は最も多く、追加的な規制要件が影響している可能性があります(概要は図4参照)。国別の特異点は確認されていません。

セクター別分析

平均ページ数が最も多い上位3セクターは、金融サービス(FS)(ϕ 138)、運輸(TP)(ϕ 121)、インフラストラクチャ(IS)(ϕ 112)で、順位に変化がありました。最も大きな削減はインフラストラクチャ(IS)(ϕ -30)と消費財(CG)(ϕ -22)で確認され、いずれも各セクター内の複数企業による削減が影響しています。一方、サービス(SC)(ϕ 84)および再生可能資源・代替エネルギー(RR)(ϕ 89)は、前年度の低い水準からほぼ変化していません。

図4: サステナビリティ報告書の長さ(全体およびセクター別平均(ϕ)ページ数)*6

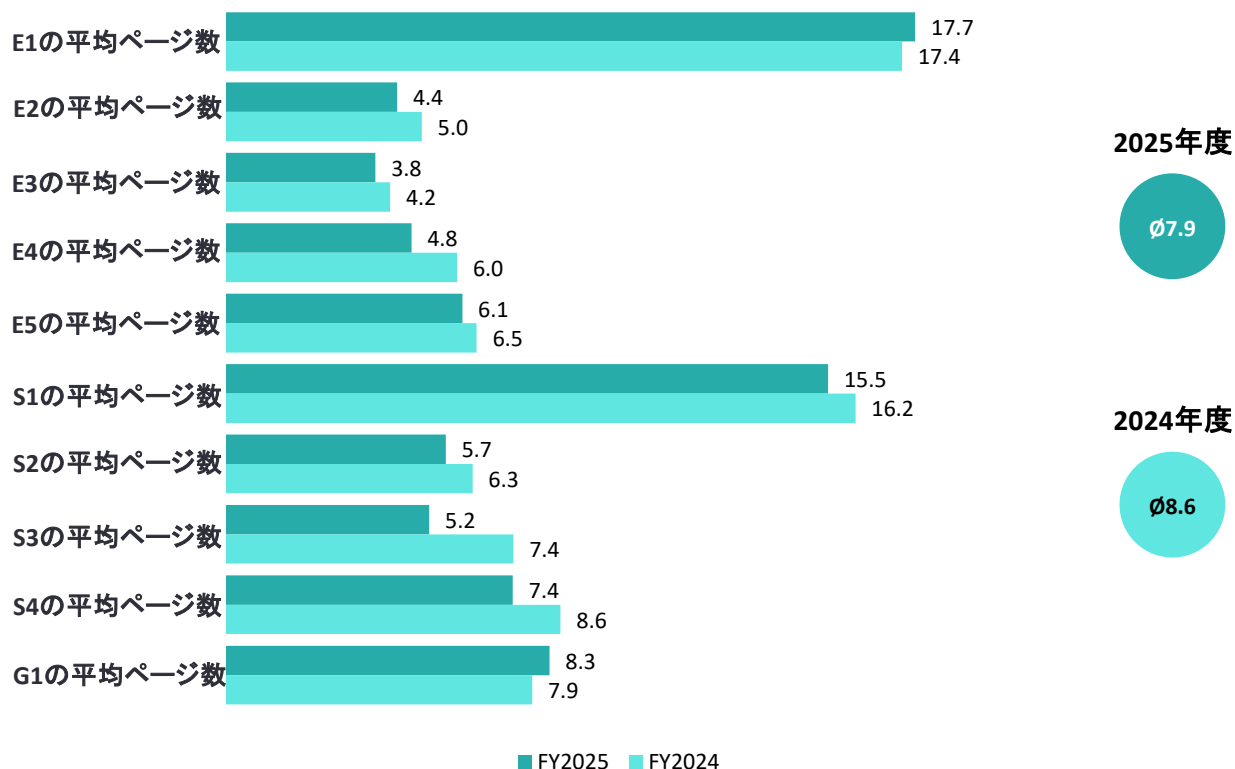


*6 セクター略語の詳細については、表1を参照してください。

トピック別分析および「クイックフィックス」の関連性

10のトピック別基準のうち、ESRS E1(Ø 17.7)およびESRS S1(Ø 15.5)は、セクター全体で平均ページ数が最も多い基準です。唯一のG基準であるESRS G1は、平均ページ数では3番目に多く(Ø 8.3)となり、平均では最大の増加(+0.4ページ、+5.1%)が確認されました。

図5: サステナビリティ報告書におけるトピック別基準の長さ(平均(Ø)ページ数)



この結果は、前年に示された期待を裏付けるとともに、これら2つのトピックの重要性を確認するものです。ESRS E1「気候変動」およびS1「自社の従業員」は、すべてのトピック別基準の中で最も範囲が広く、開示要件およびDPの数も最多です。また、ESRS G1「事業活動」の重要性は、記録された増加からも確認できます。

特に、ESRS S3「影響を受けるコミュニティ」の平均ページ数は最も大きく減少し、2.2ページ(29.7%)低下しました。いわゆる「クイックフィックス」の対象となるトピックでも減少が見られました。^{*7} オムニバス法案の一環として、欧州委員会はESRSの移行規定を修正し、移行的救済措置の適用を2年間延長しました。これにより、すべてのWAVE1企業は、この期間中にESRS E4、S2、S3、S4のすべての開示要件(DR)を省略することが認められます。^{*8} ESRS S2、S3、S4およびESRS E4の全トピックを省略できる選択肢は、ページ数の削減を促すことが見込まれます。

データを詳しく見ると、「クイックフィックス」の使用を明示した企業の報告書は平均124ページである一方、このオプションを活用していない企業は平均105.7ページにとどまります。「クイックフィックス」を適用した企業では、前年比で平均10.8ページ(5.3%)減少しました。ただし、使用していない企業でも、前年比で平均10.6ページ(5.4%)減少しています。総じて、「クイックフィックス」による明確なページ数削減効果は確認されませんでした。

^{*7} 欧州委員会委任規則(EU) 2025/1416(2025年7月11日付)は、特定の企業に対する開示要件の適用日の延期に関して委任規則(EU) 2023/2772を改正するもので、2025年11月10日に公表(EU官報L 2025/1416)。

^{*8} 詳細情報については、EU Sustainability Developments (Issue 9)「Omnibus and ESRS Quick Fix」https://www.ey.com/en_gl/technical/csr-technical-resources/eu-adopts-quick-fix-to-extend-esrs-phase-in-reliefs-in-2025-2026(2026年3月31日アクセス)を参照。

3.2ESRS 2で求められる全般的開示要件

背景

ESRS 2全般的開示要件は、事業セクターを問わずCSRDの対象となるすべての企業に対し、特定の情報の開示を求めるもので、すべてのESGサステナビリティピックに共通して適用される開示要件を定めています。求められる開示は、次の4つのカテゴリーに整理されています：

- 作成の基礎(BP)
- ガバナンス(GOV)
- 戦略(SBM)
- インパクト、リスクおよび機会(IRO)管理

前年と同様、サンプル内のすべての企業は、作成の基礎およびガバナンスに関する要求事項を開示しました。これは、簡素化版ESRSの草案を用いてサステナビリティ報告書を作成した企業にも当てはまります。

ガバナンス情報は、アニュアルレポートのガバナンス報告と相互参照されることが多くありました。

SBMに関する開示

ESRS 2 SBMの全般的開示要件を分析した結果、次の点が確認されました：

戦略およびバリューチェーン

すべての企業がサステナビリティ戦略を報告していますが、多くの場合、それは全体的な事業ビジョン、戦略またはビジネスモデルに組み込まれた形で提示されています。そのため、77社では、アニュアルレポートまたはマネジメントレポートの該当箇所への相互参照が用いられていました。

企業のインパクト、リスクおよび機会を十分に理解するには、バリューチェーンと主要な事業上の関係を把握することが不可欠です。分析サンプルでは、企業によるバリューチェーン説明について次の傾向が見られます。前年から大きな変化はありません：

- 88%の企業は、サステナビリティ報告書内でバリューチェーンの説明を開示しており、多くは全般的な情報のセクションの一部として開示しています。
- 12%の企業は、サステナビリティ報告書内にも、相互参照を伴う報告書外にも、バリューチェーンの説明を開示していません。

ステークホルダー・エンゲージメント — 関心と見解

ESRSに従って報告する企業は、ダブルマテリアリティ評価(DMA)においてステークホルダーの関心と見解をどのように考慮したかを説明する必要があります。ESRS 2 SBM 2の下でも、DMAにおけるステークホルダーの関心の考慮方法を説明することが求められています。多くの企業は、表(29.1%)または表と文章の組み合わせ(49.5%)でこれを示し、ステークホルダーグループとエンゲージメント方法を一覧化しています。エンゲージメントをバリューチェーンの領域と結び付ける企業もあります。一方、21.4%はステークホルダー・エンゲージメントを文章のみで簡潔に説明しています。

表2は、セクター別に、各ステークホルダーグループとエンゲージメントを行う企業の割合を示しています。セクター全体では、内部ステークホルダー、クライアントおよび顧客、サプライヤー、投資家とのエンゲージメントが最も高くなっています。内部ステークホルダー(従業員や経営陣など)は、サンプル内のすべての企業でエンゲージメント対象となっています。これに対し、学界、競合他社または同業、労働組合などのステークホルダーグループとエンゲージメントする企業は比較的少数です。

公的機関および規制当局とのエンゲージメントにはセクター差があり、資源変換(RT)セクターの58.3%から、採掘・鉱物加工(EM)セクターの90.0%まで幅があります。さらに、65.3%の企業は、自然(一部企業がサイレントステークホルダーと捉えるもの)、メディア、政治家を含むその他のステークホルダーグループとのエンゲージメントを報告しています。自然とのエンゲージメントの説明例としては、科学研究、生態学的データ、種の保全データなどが挙げられます。これらのステークホルダーは、表では「その他」カテゴリーにまとめています。

表2: 各ステークホルダーグループとエンゲージメントを行う企業の割合

SICSセクター	内部ステークホルダー	顧客/カスタマー	サプライヤー	投資家	当局/規制当局	NGO/コミュニティ	学術界	競合他社	労働組合	その他
CG	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	91.7%	41.7%	0.0%	33.3%	75.0%
EM	100.0%	90.0%	100.0%	90.0%	90.0%	100.0%	50.0%	40.0%	40.0%	80.0%
FB	100.0%	100.0%	100.0%	90.9%	72.7%	100.0%	36.4%	18.2%	27.3%	45.5%
FS	100.0%	97.3%	73.0%	94.6%	86.5%	81.1%	27.0%	18.9%	29.7%	78.4%
HC	100.0%	82.4%	88.2%	100.0%	82.4%	58.8%	41.2%	29.4%	23.5%	70.6%
IS	100.0%	96.0%	100.0%	96.0%	84.0%	92.0%	36.0%	32.0%	44.0%	64.0%
RR	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	71.4%	85.7%	57.1%	0.0%	0.0%	57.1%
RT	100.0%	95.8%	95.8%	95.8%	58.3%	87.5%	41.7%	12.5%	33.3%	54.2%
SC	100.0%	100.0%	85.7%	100.0%	71.4%	85.7%	14.3%	14.3%	28.6%	42.9%
TC	100.0%	95.5%	90.9%	86.4%	63.6%	63.6%	36.4%	18.2%	22.7%	59.1%
TP	100.0%	100.0%	95.8%	95.8%	87.5%	87.5%	37.5%	33.3%	54.2%	66.7%
合計	100.0%	95.9%	91.3%	94.9%	77.0%	83.2%	36.7%	21.4%	33.2%	65.3%

「クイックフィックス」の使用

2025年7月11日、欧州委員会はESRS 1付録Cを修正する委任規則を採択し、WAVE1企業に適用されるESRS移行規定の使用可能期間を延長しました。この修正により、WAVE1企業は、さらに2会計年度にわたりPhase-in条項の対象となる開示を省略できます（上記のとおり、基準全体を省略することも認められます）。

全体の平均使用率は33.7%です。データを詳しく見ると、「クイックフィックス」は食品・飲料セクターの企業で最も多く利用され、次いで金融サービスセクターの企業が続きました。国別の明確なパターンは確認されず、CSRD国内法化の完了/未了にかかわらず、各国の企業はさまざまな範囲で「クイックフィックス」を適用しています。国別に見ると、表4は「クイックフィックス」を適用した企業数を示しており、サンプルサイズが10社を超える国では、13.0%（フィンランド）から52.9%（フランス）まで幅があります。

表3: セクター別「クイックフィックス」の使用

セクター	クイックフィックスの使用(%)
消費財 (CG)	25.0%
採掘・鉱物加工 (EM)	10.0%
食品・飲料 (FB)	54.5%
金融サービス (FS)	48.6%
ヘルスケア (HC)	23.5%
インフラ (IS)	40.0%
再生可能資源・代替エネルギー (RR)	28.6%
資源変換 (RT)	16.7%
サービス (SC)	28.6%
テクノロジー・通信 (TC)	27.3%
運輸 (TP)	41.7%

表4: 国別「クイックフィックス」の使用

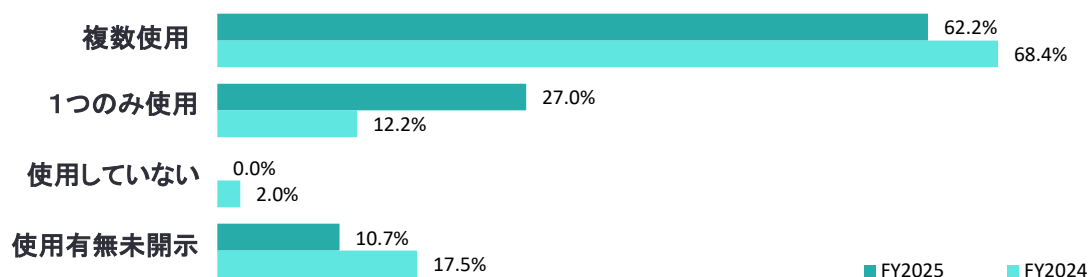
国	クイックフィックスの使用(%)
オーストリア	20.0%
ベルギー	0.0%
クロアチア	0.0%
デンマーク	33.3%
エストニア	0.0%
フィンランド	13.0%
フランス	52.9%
ドイツ	32.4%
アイルランド	66.7%
イタリア	0.0%
リヒテンシュタイン	0.0%
リトアニア	0.0%
オランダ	50.0%
ノルウェー	33.3%
ポルトガル	50.0%
スロバキア	100.0%
スペイン	42.9%
スウェーデン	33.3%
スイス	50.0%
英国	25.0%

Phase-in条項で与えられるオプションの一般的な利用傾向

「クイックフィックス(緊急措置)」の使用を明示した企業は66社にとどまりましたが、196社中175社(89.3%)が、ESRS 1.137および附属書Cで認められている開示要件のPhase-in条項で与えられるオプションを利用しました。この175社のうち、122社は複数のPhase-in条項で与えられるオプションを利用し、53社は単一のオプションのみを利用しました。21社は、Phase-in条項で与えられるオプションを利用したかどうかを開示していません。

当年度と前年度を比較すると、単一のPhase-in条項で与えられるオプションの利用は大きく増加し、複数利用はわずかに減少しています。これは、企業がPhase-in条項で与えられるオプションの利用をより明確に開示するようになったことが一因と考えられます。

図6: Phase-in条項に係る分類分布



セクター別の状況

サンプルの各セクターにおけるPhase-in条項の利用状況は一樣ではありません。金融サービス(FS)企業がPhase-in条項で与えられるオプションを最も多く利用しており、これにインフラストラクチャ(IS)および運輸(TP)セクターの企業が続きます。詳細は表5を参照してください。

表5: セクター別のPhase-in条項

SICSセクター	複数のPhase-in条項を使用		単一のPhase-in条項を使用		開示なし		合計
CG	7	5.7%	3	5.7%	2	9.5%	12
EM	5	4.1%	3	5.7%	2	9.5%	10
FB	8	6.6%	3	5.7%	0	0.0%	11
FS	22	18.0%	14	26.4%	1	4.8%	37
HC	8	6.6%	5	9.4%	4	19.0%	17
IS	16	13.1%	8	15.1%	1	4.8%	25
RR	5	4.1%	1	1.9%	1	4.8%	7
RT	5	4.1%	1	1.9%	1	4.8%	7
SC	11	9.0%	8	15.1%	5	23.8%	24
TC	15	12.3%	3	5.7%	4	19.0%	22
TP	20	16.4%	4	7.5%	0	0.0%	24
合計	122	100%	53	100%	21	100%	196

Phase-in条項で与えられるオプション利用時に省略された情報

複数のPhase-in条項を利用している企業では、E1-9予想される財務的影響が最も頻繁に省略された開示でした(122社中88社)。「単一のPhase-in条項」カテゴリーの企業も、主にE1-9予想される財務的影響を省略しています(53社中48社、うち4社はE1-9を一部のみ省略)。合計すると、196社中132社(サンプル全体の67.3%)がPhase-in条項を利用してE1-9を完全に省略しました。さらに、40社はE1-9を省略しているものの、Phase-in条項で与えられるオプションの使用を明示していません。前年と比べると、サンプル内でE1-9の予想される財務的影響を報告していない企業の総数は8社増加しました。

興味深いことに、E1以外のESRSにおける「予想される財務的影響」開示の明示的な省略を分析したところ、表6に示す結果が確認されました。

表6: ESRSにおける予想される財務的影響の省略概要

トピック別基準	省略された予想財務インパクト開示要件	開示要件を省略した企業	当該トピックを重要と判断した企業	省略率 (当該トピックを重要と判断した企業のうち省略した割合)
E1 気候変動	E1-9	132	195	67.7%
E2 汚染	E2-6	33	89	37.1%
E3 水および海洋資源	E3-5	30	75	40.0%
E4 生物多様性 および生態系	E4-6	44	102	43.1%
E5 資源利用 および循環経済	E5-6	59	142	41.5%

その他の省略情報としては、4社がS1-14労働安全衛生指標をPhase-in条項により省略し、S1-7非従業員労働者の特性およびS1-15ワークライフバランス指標をそれぞれ1社が省略しました。

ダブルマテリアリティ評価(DMA)プロセスに関する情報

CSRDおよびESRSはダブルマテリアリティの原則に基づいており、企業はこれを適用し、開示する必要があります。したがって、サステナビリティ報告書は、インパクトマテリアリティの観点、財務マテリアリティの観点、またはその双方から、すべての重要なインパクト、リスクおよび機会(IRO)について、明確で信頼できる情報を提供しなければなりません。

ESRS 2 IRO-1で求められるとおり、企業は自社固有のDMAをどのように実施したかを説明します。分析サンプルでは、DMA説明の長さは1ページから10ページまでで、平均は3.2ページでした。全体として、説明はESRS 2 IRO-1に沿っており、DMAプロセスを明確に記述しています。ただし、開示が長いほど品質や明瞭性が高いとは限りません。例えば、表、グラフ、その他の視覚的表現を用いることで、より分かりやすく説明できる場合があります。

観察結果は次のように整理できます：

- 77%の企業は、企業固有の背景に即したDMAプロセスの各フェーズを説明するセクションを設けています。残りの23%(前年比5%増)は、DMAプロセスを簡潔に説明していますが、内容は引き続き各企業に合わせたものです。
- 39%の企業がプロセスおよびステップを視覚的に示しており、この割合は前年から9%増加しました。
- 企業は、DMAの結果、すなわち重要トピックの概要を示す方法をそれぞれ選択しています(図6参照)。56%は、トピック別基準ごとの重要なIROを含め、重要トピックを表形式で可視化しており、多くの場合、対応するバリューチェーン領域と時間軸も示しています。表形式にマテリアリティ評価のマトリックスまたは他の図形式を組み合わせた形式を含めると、この割合は86.7%に上昇します(この混合形式は「ハイブリッド形式」と呼ばれます)。マテリアリティ評価のマトリックス形式は6.1%、その他の図形式は3.6%で使用されています。DMA結果を重要トピックに関するセクションへ直接組み込み、DMAプロセス説明の文脈で別途視覚化していない企業は3.1%です。
- 注目すべき点として、1社は最も重要なトピックから始める形へDMAの提示方法を変更し、優先順位付けされたトピックを軸に報告書全体の構成を組み立て、その後他の重要トピックを続けています。別の1社は、サステナビリティ報告書内の独立した章としてDMAを提示しました。

図6: DMA結果の提示形式

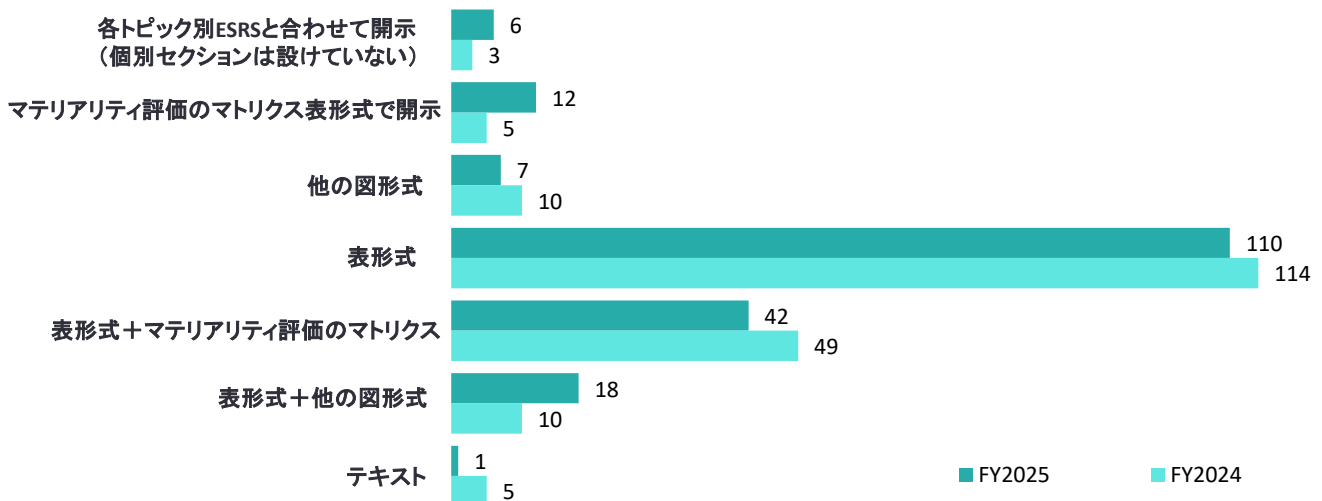


図6については、凡例を次のように理解する必要があります：

「個別セクションを設けていない」は、企業がダブルマテリアリティ評価(DMA)の説明をトピック別の各章に組み込み、サステナビリティ報告書内に独立したDMAセクションを設けていないことを意味します。

「マテリアリティ評価のマトリックス」は、例えばグローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)基準に沿うような、マテリアリティマトリックス形式で報告している場合に用いています。

「図」は、グラフィカルな図解と文章による説明を含みます。

「表」は、DMA結果が行と列で整理されている場合を指します。例えば、第1列にサブトピック名、第2列にインパクト、リスクおよび機会(IRO)の種類、第3列にバリューチェーン領域を示す形式です。

最後に、「テキスト」は文章による説明のみを対象としています。加えて、混合形式も記録しています。

最低限の開示要件

最低限の開示要件(MDR)は、トピック別基準の中で報告することも、別途報告することもできます。MDRは、1つのトピック別ESRSの下で包括的(統合的)に報告され、十分に開示されている場合には、他のトピック別ESRSで相互参照により対応されることがあります。そのため、該当する開示は通常、関連するESRSで定められた開示と並べて配置されます。単一の方針または同じアクションが複数の相互に関連するサステナビリティ項目に対応する場合、企業は1つのトピック別ESRSの下で必要な情報を開示し、他のトピック別ESRSではそれを相互参照でできます。

特に方針に関する最低限の開示要件(MDR-P)については、一部企業がこの情報を1カ所にまとめて提示しており、多くは付録またはESRS 2全般的開示要件の一部として提供しています。196社中52社(26.5%)がこの方法を採用し、残りの144社は重要なトピック別基準に関するセクション内で方針を開示しました。

MDRの構成を見ると、報告実務は企業によって異なります。一部の企業は、MDRを集約レベルまたはトピックレベルで明示的に提示しています。つまり、方針に関するMDR-P、アクションに関するMDR-A、指標に関するMDR-M、ターゲットに関するMDR-Tを、各トピック(例えば、自社の従業員向けの行動規範、自社の従業員に関連するアクション)について提供しています。他の企業は、より細分化されたサブトピックレベルでMDRを開示しています(例えば、労働安全衛生や多様性に関する方針とアクションを個別に分類)。この方法は、報告書の読みやすさを高めます。また、基準によってトピックレベルとサブトピックレベルの双方でMDRを報告する混合アプローチも確認されました。多くの企業は、コンテンツインデックスでMDRを明示的に参照したり、開示内で明確に識別したりしていません。全体として、情報を分解して示すことは、サステナビリティ報告書の利用者にとって一般に使いやすく、有用であると考えられます。前年に確認されたMDR開示実務の高いばらつきは、次のように継続しています：

表7: サンプル全体で明示的に報告された最低限の開示要件(MDR)の開示タイプ(社数)

開示タイプ(社数) 明示的に報告された最低限の開示要件(MDR)	MDR-P	MDR-A	MDR-T	MDR-M
集約ベース(トピックレベル)	29	24	22	7
分解ベース (サブ/サブサブトピックレベル)	30	35	38	58
一部の基準に対する集約ベースおよび他の基準 に対する分解ベース	31	21	19	1
最低限の開示要件(MDR)への明示的な参照なし	106	116	117	130
企業総数	196	196	196	196

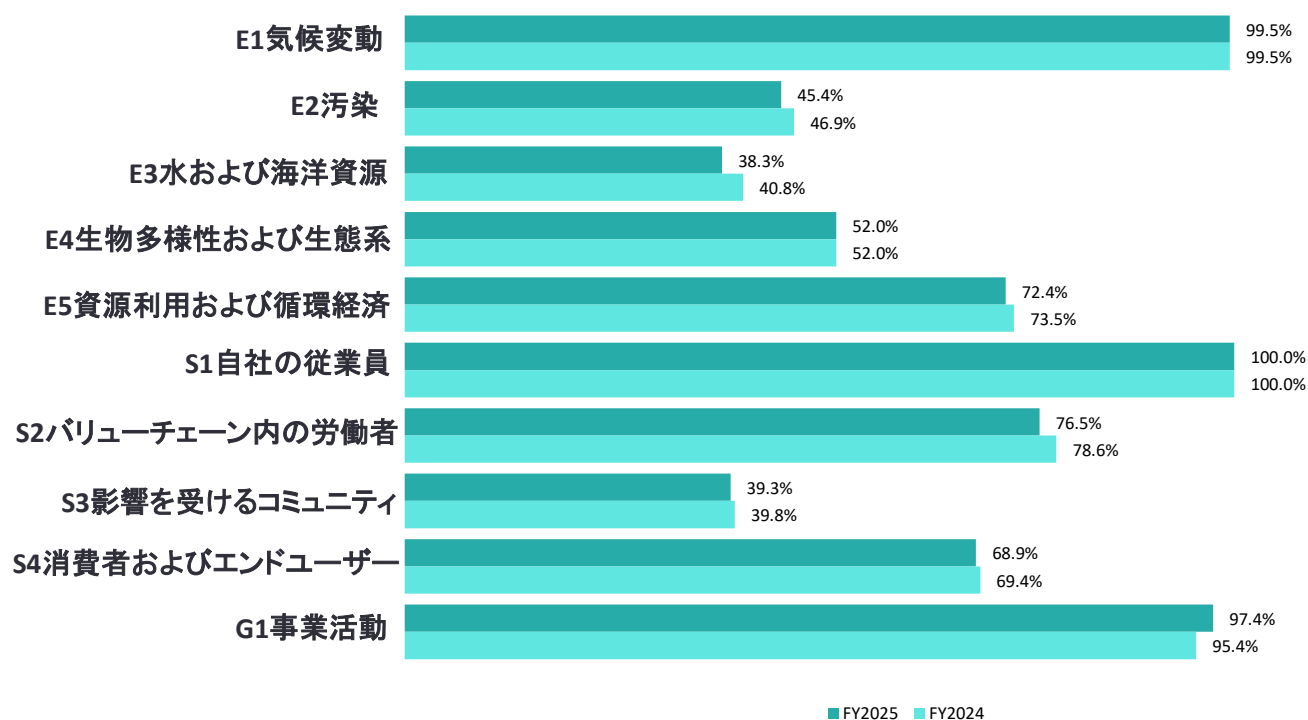
表8: サンプル全体で明示的に報告されたMDRの開示タイプ(%)

開示タイプ(%) 明示的に報告された最低限の開示要件(MDR)	MDR-P	MDR-A	MDR-T	MDR-M
集約ベース(トピックレベル)	14.8%	12.2%	11.2%	3.6%
分解ベース (サブ/サブサブトピックレベル)	15.3%	17.9%	19.4%	29.6%
一部の基準に対する集約ベースおよび他の基準 に対する分解ベース	15.8%	10.7%	9.7%	0.5%
最低限の開示要件(MDR)への明示的な参照なし	54.1%	59.2%	59.7%	66.3%
企業総数	100%	100%	100%	100%

対象となるサステナビリティ事項

分析サンプルでは、ESRS E1からE5、S1からS4、およびG1まで、すべてのトピック別基準が対象となっています。ただし、トピックのカバレッジには差があります。ESRS S1「自社の従業員」はすべての企業で報告されているトピック(100%)である一方、ESRS E3水および海洋資源は、重要と判断した企業が最も少ないトピック(38.3%のみ)であり、前年比で最大の減少(-2.6%)を示しました。最大の増加はESRS G1「事業活動」で、前年比2.0%増です。詳細は図7に示しています。

図7: サンプル全体における重要なトピック別基準



セクター別に見ると、金融サービス(FS)、サービス(SC)、テクノロジー・通信(TC)セクターの企業は、他のセクターと比べてマテリアルと分類するトピック数が最も少ないことが分かります。図8は、どのセクターがどの重要トピックを報告しているかを示しています。割合が高いほど、より多くの企業が当該トピックをマテリアルと見なしていることを示し、割合が低いほど、そのセクター内で当該トピックをマテリアルと評価した企業が少ないことを示唆します。

当年度: ■ <33% ■ >33%~66% ■ >66% 前年度: -----

図8: サンプル全体における重要なトピック別基準—SICSセクター別の視点



企業固有のトピックに関する報告

ダブルマテリアリティ評価（DMA）および関連するインパクト、リスクおよび機会（IRO）に基づき、103社がESRS 1 AR 16に記載されていない企業固有のトピックを報告しました。これは前年度から減少しています。この103社のうち、73社はESRSトピックに関連する企業固有のトピックを報告し、48社はESRSトピックに関連しない企業固有のトピックを報告しています。一部の企業は両方のカテゴリーに該当します。表9は、各トピック別基準に関連する企業固有トピックを特定した企業数をまとめたものです。前年と同様、ESRS G1「事業活動」が企業固有トピックの報告に最も多く用いられていることが確認されます。これは、報告されたIROを他のトピック別基準にマッピングできなかったためです。複数のESRSトピック別基準に関連する企業固有トピックを特定している企業もあるため、表9の企業総数は73を上回っています。

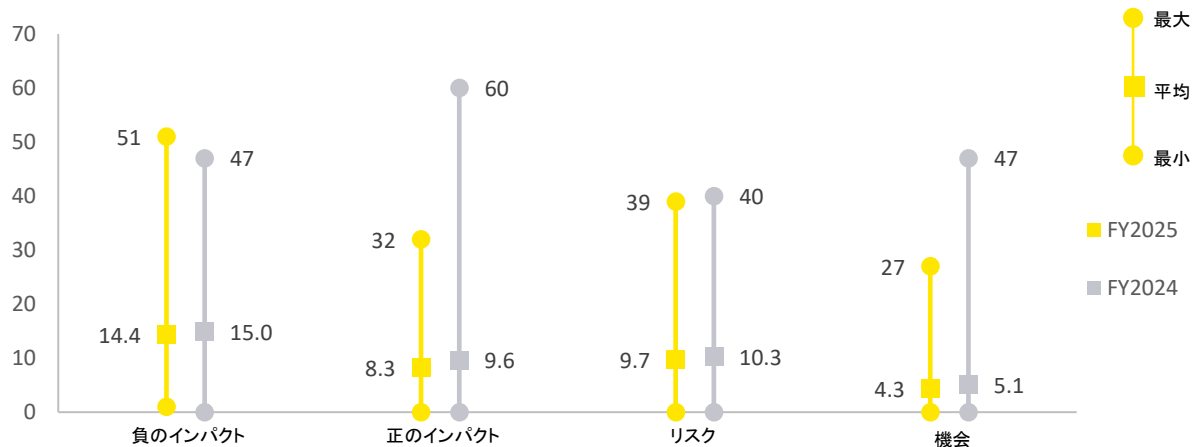
表9: トピック別基準内で企業固有のトピックを報告した企業

トピック別基準	企業数
E1－気候変動	6
E2－汚染	5
E3－水および海洋資源	1
E4－生物多様性および生態系	2
E5－資源利用および循環経済	1
S1－自社の従業員	9
S2－バリューチェーン内の労働者	3
S3－影響を受けるコミュニティ	9
S4－消費者およびエンドユーザー	24
G1－事業活動	46

IROに関する報告

サンプル企業が重要と判断したトピック数の分析に加え、報告された重要なIROの総数と、それらがトピック別ESRSにどのように分布しているかも確認しました。全体として、サンプル全体で報告されたIRO数は7,872から7,209へ減少し、前年比8.4%の減少となりました。平均すると、企業1社あたり36.7個のIROが特定されています。その内訳は、負のインパクト14.4個、正のインパクト8.3個、リスク9.7個、機会4.3個です。これは、負のインパクトとリスクに関する報告が多い一方、正のインパクトと機会に関する報告ははるかに少ないことを示しています。IRO数を減らした理由として企業が一般的に挙げたのは、類似するIROの統合またはグループ化です。例えば、ある企業は「主題が密接に関連するIROが統合され、より正確に描写されている」と明示しています。ただし、正のインパクトまたは機会に固有の具体的な根拠は、企業から示されていません。全体として、企業ごとに特定されたIRO数には大きなばらつきがあり、9から124まで幅があります。詳細は図9を参照してください。

図9：IROタイプ別の総数および平均数の比較



トピック別基準全体で見ると、IRO数の変化は一律ではありません。最も大きな減少はESRS E3で確認され、ESRS E1は最小の減少にとどまりました。報告されたIROが増加したのはESRS G1のみです。2025年と2024年のIROの変化は表10に示しています。

表10：トピック別ESRSごとのIROタイプ平均数の比較 (FY2025対FY2024、括弧内は前年度データ)

ESRS	IROの種類				合計	前年度比
	負のインパクト	正のインパクト	リスク	機会		
E1	2.2 (2.4)	1.1 (1.3)	2.6 (2.5)	1.4 (1.4)	7.3 (7.6)	-4.2%
E2	1.2 (1.1)	0.1 (0.1)	0.4 (0.4)	0.1 (0.1)	1.7 (1.8)	-5.0%
E3	0.5 (0.6)	0.1 (0.1)	0.2 (0.3)	0.1 (0.1)	1.0 (1.2)	-20.5%
E4	1.1 (1.2)	0.2 (0.3)	0.4 (0.4)	0.1 (0.2)	1.8 (2.1)	-13.5%
E5	1.4 (1.4)	0.5 (0.6)	0.6 (0.8)	0.5 (0.6)	3.1 (3.4)	-10.3%
S1	2.7 (2.7)	2.6 (3.0)	1.5 (1.7)	0.8 (1.0)	7.5 (8.4)	-10.6%
S2	2.0 (2.1)	0.5 (0.5)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	3.3 (3.6)	-9.0%
S3	0.6 (0.7)	0.4 (0.5)	0.2 (0.2)	0.1 (0.1)	1.3 (1.5)	-13.6%
S4	1.1 (1.0)	1.1 (1.3)	1.0 (1.1)	0.4 (0.5)	3.7 (3.9)	-5.7%
G1	1.3 (1.3)	1.4 (1.6)	1.7 (1.7)	0.5 (0.6)	7.5 (5.2)	44.4%
企業固有	0.3 (0.3)	0.3 (0.4)	0.4 (0.4)	0.2 (0.3)	1.2 (1.4)	-14.4%
合計	14.4 (15)	8.3 (9.6)	9.7 (10.3)	4.3 (5.1)	36.8 (40.2)	-8.5%

重要なトピックと報告されたインパクト、リスクおよび機会（IRO）の関連性を分析したところ、G1の重要性の上昇は、報告されたIRO数の増加につながっていることが分かりました。全般的に、IROの減少は、重要と評価されたトピック数の減少と整合しています。ただし、一部のトピック別基準では、重要性に変化がないにもかかわらずIRO数が減少しており、一貫したパターンは確認されませんでした。IROの大きな増減は、主にダブルマテリアリティ評価（DMA）の更新（新たな考慮事項を含む）やIROのグルーピング方法の変更によって生じています。さらに、企業はIRO開示を合理化し（例えば、より正確に表現するなど）、報告をより簡潔にしています。

3.3 選定されたトピック別基準(E1、S1、G1)の詳細分析

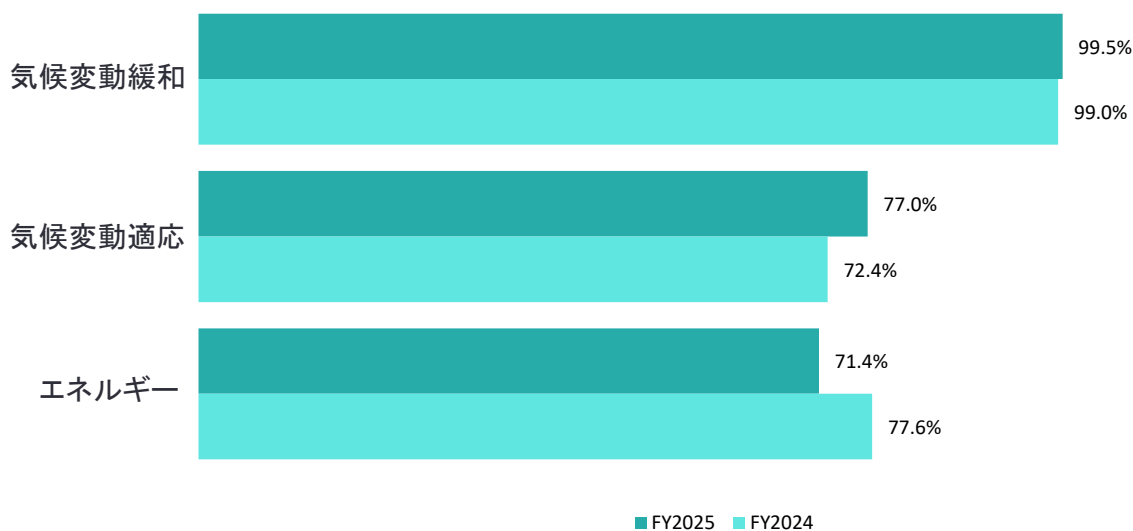
セクター横断の視点、および同一セクター内の同業他社間の視点から、ESGトピックに関する開示実務をより深く把握するため、以下では、最も広く報告されているサステナビリティ事項として特定されたESRS E1、S1、G1に関する主な所見を示します。^{*9}

3.3.1 ESRS E1「気候変動」

サービス(SC)企業1社が重要でないと判断したことを除き、サンプル内のすべての企業が気候変動について報告しています。また、分析対象のサステナビリティ報告書の中で、最も包括的に取り上げられているトピックでもあります。これは前年の観察結果と一致しています。

個別のサステナビリティ項目の詳細レベルでは、ほぼすべてのセクターで、気候変動適応とエネルギーという2つのサステナビリティ項目(ESRS E1「気候変動」のサブトピック)が一定程度、開示されています。気候変動緩和は、明らかにより高い割合で開示されています。

図10: 報告されたESRS E1サブトピック(企業固有トピックを除く)^{*10}



企業は、戦略面および運用面で「どのようにしてそこに到達するか」を説明する気候移行計画(E1-1)を採用しているかどうかを開示する必要があります。一方、「どこに向かうか」は、E1-4気候変動緩和および適応に関連するターゲットとして示される、温室効果ガス(GHG)削減目標の開示に表れます。これには、2050年までのGHG排出量ネットゼロ目標などの長期目標が含まれます。^{*11} 企業がネットゼロ目標を開示する場合、E1-7残余排出量およびネットゼロのメカニズムでは、総削減後に残る残余排出量をどのように中和する意図があるかを説明することが求められます。例えば、自然由来または技術的なGHG除去、カーボンクレジットの利用または計画などです。企業の移行計画(E1-1)とネットゼロ目標(E1-4、E1-7に基づく)を関連付けて確認することは重要です。ESRSは、単なる野心だけでなく、その信頼性も検証するよう設計されているためです。

^{*9} EFRAG導入ガイダンスESRS データポイントリスト(EFRAG IG 3)によると、ESRS E1、S1およびG1のトピックは1,211件中463件(38%)のDPIに相当

^{*10} 複数の企業が(部分的に)重要なIROを開示していますが、サブトピックへのマッピングなし、すなわち、集約されたトピックレベルで開示。グラフはサブトピックレベルのみを考慮。これは他のすべてのトピック図にも適用されている。

^{*11} 詳細については、[COM\(2019\) 640 final\(EUグリーンディール\)](#)を参照(2026年3月31日にアクセス)。

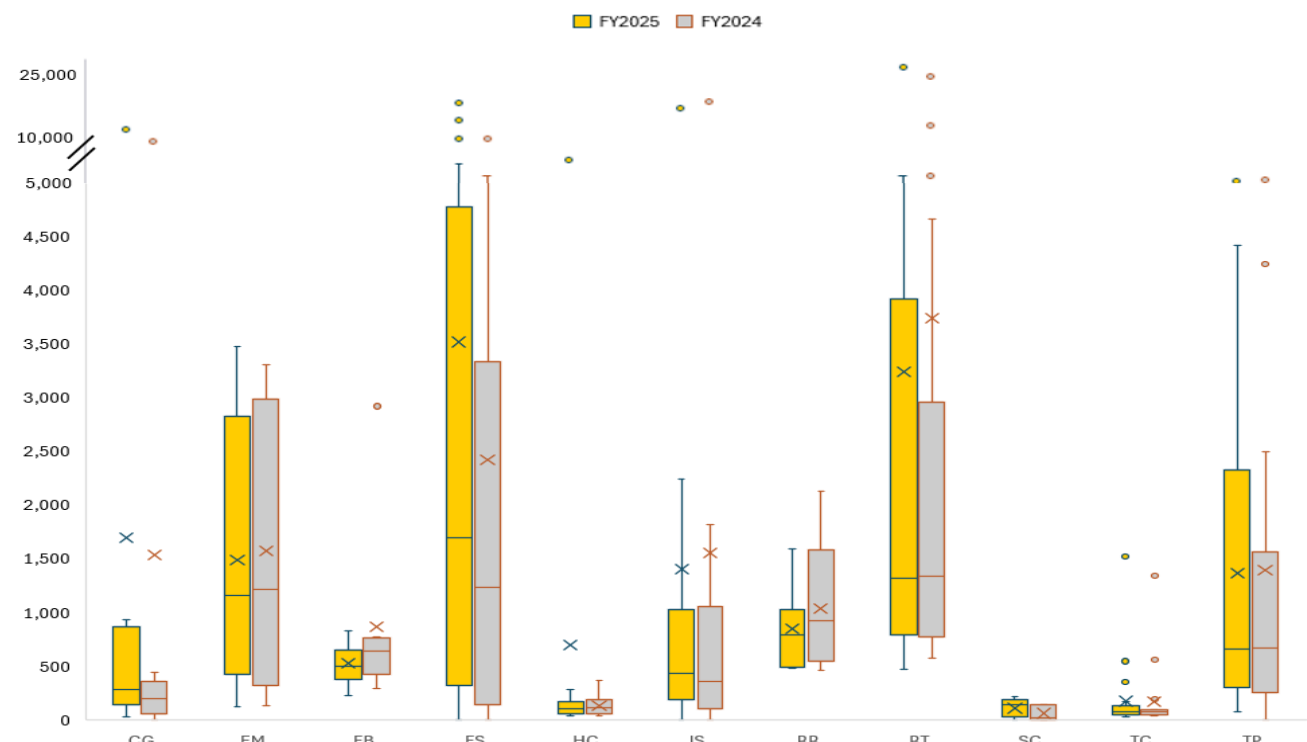
これらの開示要件(DR)について、主な所見は次のとおりです：

- 企業の大多数(196社中166社)は、気候移行計画を開示したとしています。さらに10社(5.1%)は、実施が進行中であると報告しています。ただし、これらの開示が、目標とパリ協定の1.5°C目標との整合性や、移行計画の実施を支える財務投資・資金調達など、ESRSで示されたすべての要素を網羅しているわけではありません。残りの20社は、移行計画を有していないと開示しているか、計画の有無に関する情報を開示していません。
- セクター間には注目すべき差があります。インフラストラクチャ(IS)セクターが先行しており、92.0%の企業が気候移行計画を開示しています。一方、サービス(SC)セクターは大きく遅れており、同様の開示を行っている企業は42.9%にとどまります。これは前年の観察および数値と変わっていません。最大の伸びは金融サービス(FS)セクターで確認され、73.0%から89.2%へ上昇しました。既存の移行計画が撤回される可能性は低いため、予想どおり減少は記録されていません。
- 目標の基準年は大きく異なります。多くの場合、2015年が基準年として設定されていますが、最も多くの企業は2019年をベースラインとして報告しています。基準年を2025年とした企業も3社確認されました。
- 企業ごとに開示された基準年の設定方法も異なります。一部の企業はスコープ1、2、3で異なる基準年を開示しており、他の企業はすべてのスコープで同じ基準年を使用しています。
- ネットゼロ移行の目標年は、主に2040年から2050年の間に設定されています。最も一般的な目標年は2050年(196社中86社)で、次いで2040年(196社中35社)です。
- 全体として、移行計画を実施している166社のうち40社(24.1%)は、ネットゼロ目標を報告していません。

スコープ3 GHG排出量

セクター全体で開示されたスコープ3 GHG原単位の分布について、追加分析を行いました。図11は、ボックス・ウィスカープロットを用い、FY2024およびFY2025におけるセクター別スコープ3 GHG排出量の分布を比較したものです。ボックスは報告値の中央50%を示し、水平線は中央値を表します。×マーカーは平均を示し、極端な値の影響を示しています。各黄色のドットは、総スコープ3排出量と収益を基に算定した、企業1社分のGHG原単位データポイントです。ウィスカーは外れ値を除く最小値および最大値まで伸び、個別のドットは外れ値を示し、同業他社と比べて大幅に高い値を報告している企業を示しています。

図11: セクター別ESRS E1スコープ3 GHG排出量(k_tCO₂相当/€100万収益)



開示されたGHGデータは、セクター間比較のベンチマークとして活用できる可能性があります。多くのセクターでは原単位値に明確なパターンが見られ、典型的なGHG原単位の範囲は比較的狭くなっています。一方、4つのセクターでは値の幅が広く、典型値が存在しないことが分かります。該当するのは、金融サービス(FS)、運輸(TP)、資源変換(RT)、採掘・鉱物加工(EM)です。特に採掘・鉱物加工(EM)および運輸(TP)セクターでは、外れ値が少ない点も特徴です。

これら4セクターには多様な産業が含まれており、それぞれが固有のバリューチェーンに由来するスコープ3 GHG排出特性を有しています。例えば、採掘・鉱物加工(EM)セクターには、石油・ガスサービスと鉄鋼生産者の双方が含まれます。

さらに、図12に示すとおり、セクター全体で報告されたスコープ3 GHG排出量の中で、GHGスコープ3カテゴリ（カテゴリ1～15）^{*12}がどの程度の重みを持つかを分析しました。その結果、分析対象の多くのセクターにおいて、カテゴリ1（購入した商品およびサービス）およびカテゴリ11（販売製品の使用）が、引き続きGHGスコープ3排出量への最大の寄与要因であることが分かりました。予想どおり、カテゴリ15（投資）は金融サービス(FS)セクターに最も大きな影響を与えましたが、ヘルスケア(HC)およびインフラストラクチャ(IS)の排出量にも影響を及ぼしています。さらに、カテゴリ2～4およびカテゴリ12～13も、セクター全体で重要な役割を果たしました。全体として、パターンは前年の分析と同様です。

図12: セクター別GHGスコープ3カテゴリの相対的順位

スコープ3カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	その他
CG	15	11	10	12	6	7	9	3	4	5	16	14	1	8	2	13
EM	15	6	8	10	5	3	4	1	7	13	16	12	11	2	9	14
FB	16	9	8	12	2	5	3	4	13	1	15	10	11	7	6	14
FS	11	12	5	9	3	7	10	8	6	1	14	2	13	4	16	15
HC	16	15	11	14	5	9	8	2	3	12	13	7	6	4	10	1
IS	13	12	15	10	7	3	6	8	4	5	16	2	9	1	14	11
RR	16	10	11	13	6	7	8	3	9	15	14	12	4	1.5	5	1.5
RT	15	10	12	11	6	2	3	4	7	8	16	14	13	1	9	5
SC	16	13	11	9	8	12	14	5	2.5	2.5	15	6	10	2.5	7	2.5
TC	16	13	11	9	8	12	14	5	2.5	2.5	15	6	10	2.5	7	2.5
TP	15	14	10	12	4	7	9	6	11	1	16	5	13	3	8	2

^{*12}
| 1—購入した商品およびサービス | 2—資本財 | 3—燃料およびエネルギー関連活動 | 4—上流の輸送および流通 | 5—自社操業で発生した廃棄物
| 6—出張等の移動 | 7—従業員通勤 | 8—上流のリース資産 | 9—下流の輸送および流通 | 10—販売した製品の加工 | 11—販売製品の使用
| 12—販売した製品の廃棄 | 13—下流のリース資産 | 14—フランチャイズ | 15—投資 | その他—1～15として分類されていない値

図12は、セクター内企業が報告した排出量に基づき、スコープ3 GHG排出カテゴリを順位付けしたものです。色は各カテゴリの相対的重要度を示しています。濃い緑は重要度が高いカテゴリ、薄い緑は重要度が低いカテゴリ、白は最も重要度が低いカテゴリを表します。

図13: スコープ3 GHGカテゴリーの相対的順位の変化

スコープ3 カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	その他
CG	0	0	2	0	0	2	2	0	-6	4	0	1	-13	-1	0	9
EM	1	-2	-1	-1	-1	-2	0	-1.5	0	0	0	0	-4	-0.5	-1	13
FB	0	1	-2	1	-2	2	-3	-1	1	-0.5	1	1	-2	0	-9	12.5
FS	-1	-1	-1	4	-1	-1	-1	-2	-3	-1	-1	0	-1	-3	0	13
HC	0	0	-1	1	-4	-2	0	-5	-1	7	-1	-3	0	2	7	0
IS	0	0	0	1	-1	-3	-1	6	0	0	0	-1	-2	0	0	1
RR	0	0	0	0	-1	2	2	-1	0	0	0	0	2	-0.5	-3	-0.5
RT	0	1	0	1	-1	-1	-2	0	-1	6.5	0	0	0	-0.5	-2	-1
SC	0	0	1	0	2	1	0	2	-0.5	-0.5	0	-6	3	-0.5	-1	-0.5
TC	1	-1	1	-3	4	6	5	-3	-8.5	1.5	-1	1	-3	0.5	0	-0.5
TP	0	3	-3	-2	3	5	5	3	4	-5	0	-7	8	-7	-1	-6

図13は、前年からの主な変化を示しています。赤は相対的順位が上昇したカテゴリー（ネガティブな傾向）を、緑は相対的順位が低下したカテゴリー（ポジティブな傾向）を表しています。

脱炭素化手段

最後に、分析では、企業が開示した典型的な脱炭素化手段も明らかになりました（図14参照）。すべてのセクターを通じて最も頻繁に挙げられた手段は、出現頻度の高い順に、エネルギー効率と最適化、再生可能エネルギー調達、バリューチェーンアクターとの連携による排出削減でした。これに対し、包装の最適化やカーボンキャプチャー・貯留などの手段は、比較的まれにしか言及されていません。ここでは、出現頻度の高い順に示しています。

図14: 分析対象196件の報告書で手段に言及した企業数（類似性の高い手段をグループ化）

脱炭素化の施策	エネルギー効率	再生可能エネルギー調達	バリューチェーンアクターとのパートナーシップ	再生可能エネルギー生産	自社操業におけるEV活用	電化	材料消費の効率化および循環経済	化石燃料の段階的廃止	低炭素製品の生産	代替燃料（例：水素、SAF）	出張等の移動削減	燃料転換（化石燃料から天然ガス）	グリーン資産への投資	カーボンキャプチャー（および貯留）	包装の最適化
2025年の開示数	179	167	162	115	114	110	98	88	84	76	60	44	35	31	30
2024年の開示数	159	156	138	82	93	94	62	89	59	16	34	18	34	27	23

燃費効率の高い航空機および持続可能な航空燃料に関連する手段に関する開示は、2024年の16件から2025年には76件へと大幅に増加しました。これは、新しい定義が導入されたことによるものであり、その定義には、水素や再生可能ガスなどの代替燃料も含まれるようになったためです。

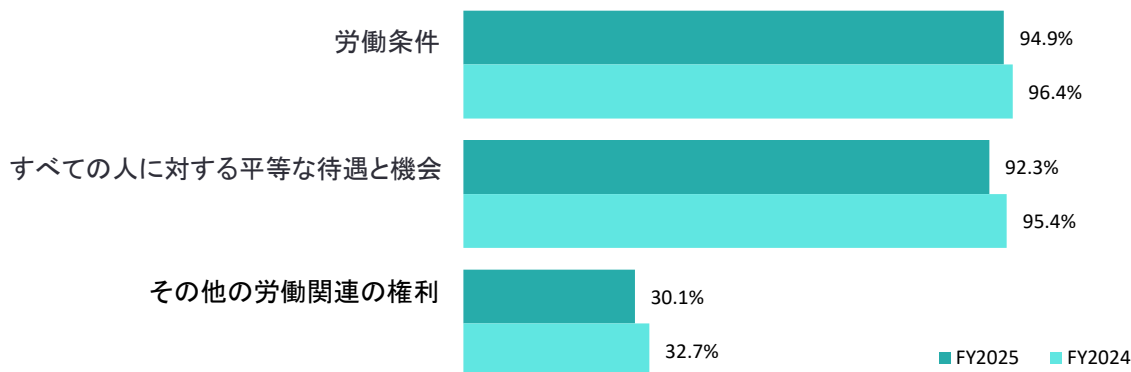
燃料転換（化石燃料から天然ガス）は、化石燃料から天然ガスへの転換に焦点を当てた移行的手段です。一方、代替燃料には水素など多様な再生可能燃料が含まれます。したがって、新しい定義は特定の産業に限定されなくなったため、この増加は企業開示の実質的変化というより、ベンチマーク自体の変更を反映しています。

3.3.2ESRS S1「自社の従業員」

ESRS S1「自社の従業員」は、サンプル内の196社すべてで重要なトピックとして報告されています（前年から変化なし）。ESRS S1報告を詳しく見ると、最も多く取り上げられたサブトピックは労働条件で94.9%（1.5%減）、次いで平等な待遇と機会が92.3%（3.1%減）でした。児童労働、強制労働、適切な住宅、プライバシーなど、その他の労働関連の権利は30.1%にとどまり、重要と判断された割合が最も低い領域であり、前年比でさらに2.6%減少しました。

自社の従業員基準に関する企業固有のトピックを取り上げた企業は、5セクター合計で196社中9社、わずか6%にとどまります。

図15：196社が報告したESRS S1サブトピック（企業固有トピックを除く）



S1-1からS1-6の開示率は97.4%～99.5%の範囲です。一方、その他の開示要件（DR）は、S1-9多様性指標（92.9%）、S1-16報酬指標（88.8%）、S1-17インシデント、苦情および深刻な人権インパクト（85.7%）となっています。特に、S1-10適切な賃金は、196社中141社（71.9%）から131社（66.8%）へ大きく低下しました。背景の一つとして、2024年に企業の大多数（>93%）が従業員に適切な賃金が支払われていると結論付けたため、2025年のインパクト、リスクおよび機会（IRO）評価でリスクが低下した可能性があります。

ESRS 1付録C（Phase-in条項で与えられるオプション）に基づき省略可能な開示要件を分析すると、該当する開示は、全般的にそれほど頻出していないことが分かります。ただし、安全衛生指標（S1-14）は例外で、前年から5%減少しました。前途の開示と比較した時に、サンプル企業は以下の開示要件（DR）を部分的または完全に省略することが認められていました：

- S1-7 自社の従業員に含まれる非従業員労働者の特性
- S1-8 団体交渉カバレッジおよび社会対話
- S1-11 社会保障
- S1-12 障害者
- S1-13 研修およびスキル開発指標
- S1-14 安全衛生指標
- S1-15 ワークライフバランス指標

図17：省略可能な開示要件（DR）に関するESRS S1開示率（196社）

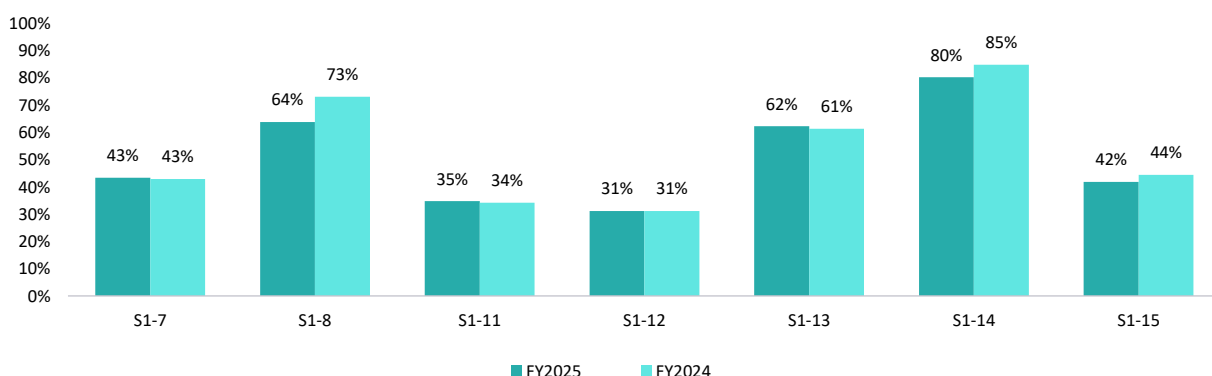


図18は、報告期間2025年(括弧内は前年度数値)において、S1の省略可能な開示要件(DR)を報告した企業の割合をセクター別に示したものです。低い割合は赤、最も高い割合は緑、白は中程度の割合を表しています。

図18: 省略可能な開示要件(DR)に関するセクター別ESRS S1開示率(196社)

S1 開示要求	CG	EM	FB	FS	HC	IS	RR	RT	SC	TC	TP
S1-7	8% (8%)	70% (60%)	25% (27%)	49% (54%)	29% (24%)	52% (48%)	43% (43%)	33% (29%)	29% (43%)	52% (50%)	50% (50%)
S1-8	50% (58%)	90% (80%)	58% (73%)	64% (73%)	65% (65%)	60% (64%)	57% (71%)	42% (58%)	86% (86%)	61% (82%)	75% (83%)
S1-11	25% (25%)	60% (50%)	25% (45%)	36% (46%)	41% (18%)	44% (44%)	43% (43%)	21% (21%)	14% (0%)	22% (32%)	42% (25%)
S1-12	33% (17%)	60% (60%)	8% (9%)	38% (38%)	29% (24%)	44% (44%)	29% (29%)	17% (17%)	57% (57%)	13% (27%)	25% (21%)
S1-13	33% (33%)	80% (70%)	42% (45%)	72% (73%)	65% (47%)	64% (60%)	43% (57%)	63% (54%)	71% (86%)	52% (64%)	63% (58%)
S1-14	92% (83%)	90% (100%)	75% (91%)	46% (59%)	94% (88%)	96% (88%)	86% (86%)	92% (100%)	57% (57%)	70% (73%)	92% (100%)
S1-15	33% (42%)	50% (50%)	25% (45%)	49% (59%)	47% (29%)	52% (52%)	29% (29%)	33% (29%)	43% (43%)	35% (41%)	38% (33%)

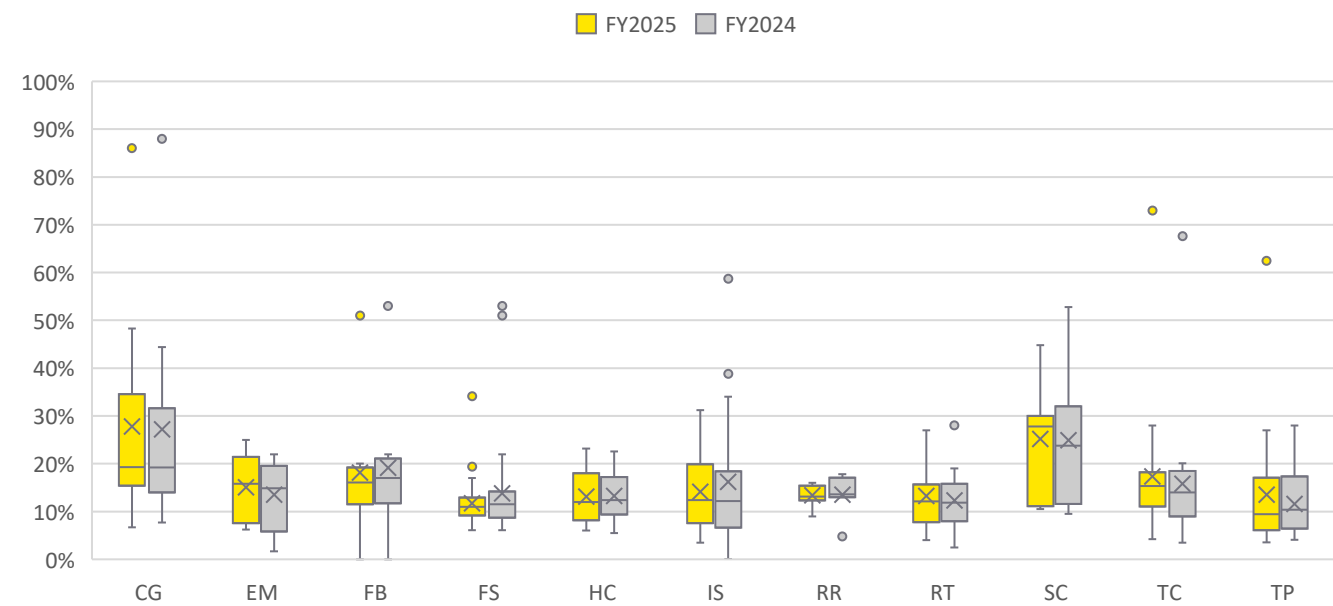
ESRS S1の具体的分析

自社の従業員について、企業は従業員および関連事項(例えば、適切な賃金の支払い、従業員の安全衛生)を記述する必要があります。したがって、本CSRDバロメーターでは、以下の具体的な論点に焦点を当てています。

報告期間における従業員離職率

すべての企業がESRS S1を重要として特定しているため、ESRS S1第50c項(S1-6)で求められる報告された離職率を分析することができました。前年と同様、S1-6全体については報告しているものの、離職率を開示していない企業が1社確認されました。図18は、セクター別に報告された従業員離職率の範囲(%)を示しており、全セクター平均は15.4%です。最大の外れ値は消費財(CG)セクターで、従業員離職率は86%でした。この外れ値を示した企業は、離職率がセクターおよび事業の季節性の影響を受けていると説明しています。なお、ESRSは離職者の開示のみを求め、異動データは求めているため、セクター内、セクター間、または国間の異動は分析できませんでした。

図18: セクター別に報告された従業員離職率(箱ひげ図)(S1-6)



セクター別に分析すると、離職率の中央値が最も高いのはサービス(SC)、消費財(CG)、食品・飲料(FB)セクターです。これは、事業の性質や関連する労働条件によるものと考えられます。

多様性指標

S1-9 多様性指標を詳しく見ると、ジェンダーの多様性については、トップマネジメントにおける従業員のジェンダー別内訳を把握できることが分かりました。図19に示すとおり、国別ではノルウェーとスウェーデンが40.2%で最も高い値を示しています（注：クロアチア（46%）およびスロバキア（44.5%）はサンプルサイズが小さいため除外）。図20のセクター別では、ヘルスケア（HC）および金融サービス（FS）セクターが、それぞれ35.8%および33.8%で最も高い値を示しています。

図19: 国別のトップマネジメントにおけるジェンダー分布

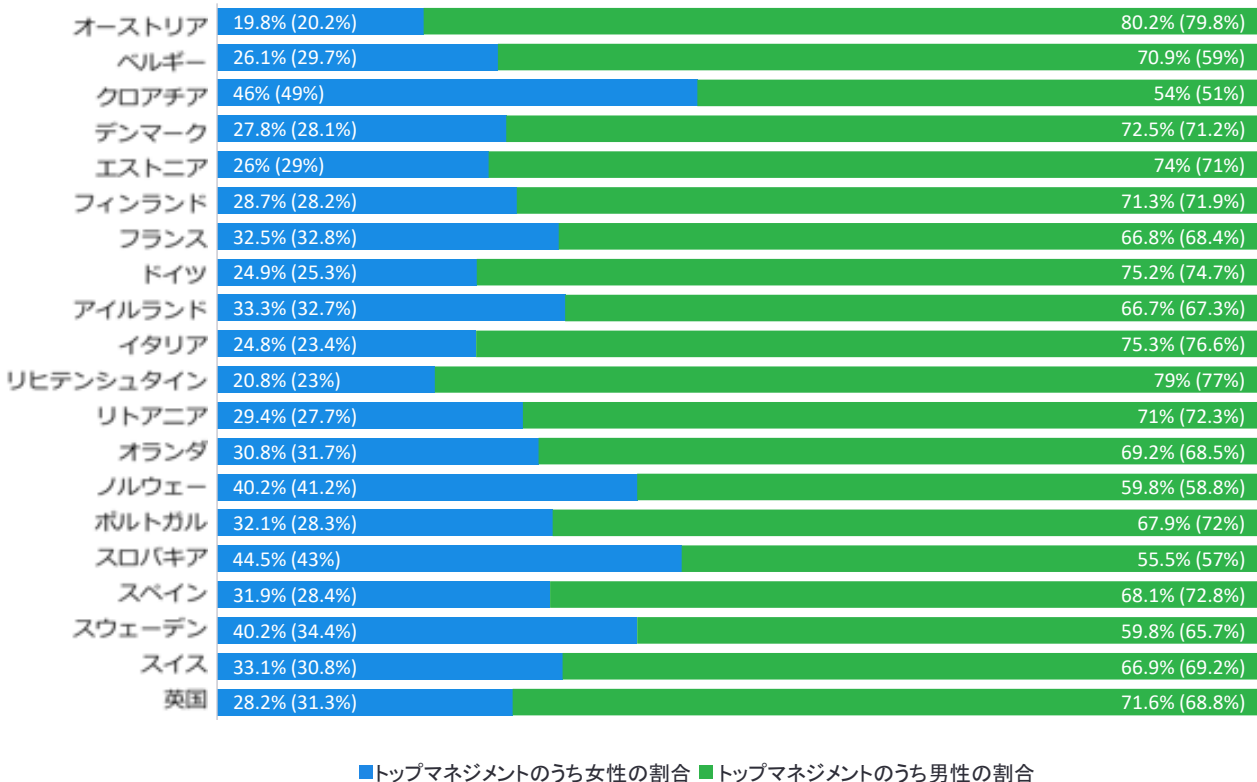
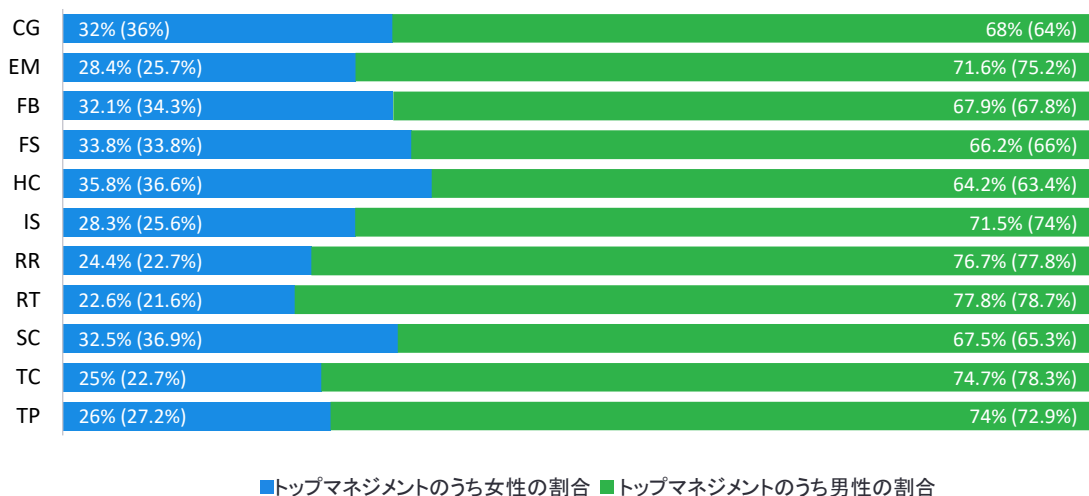


図20: セクター別のトップマネジメントにおけるジェンダー分布



適切な賃金に関する開示

全体として、適切な賃金を報告する企業数は減少しました。分析ではさらに、138社(70.4%)が適切な賃金のベンチマークに関する開示を提供していることが分かりました。131社(66.8%)がS1-10適切な賃金について報告している一方で、7社はこの情報をサステナビリティ報告書の他のセクションで報告しています。また、10社(5.1%)が、適切な賃金が支払われていない国を明示的に開示しており、前年から1社の小幅な増加となりました。

障害のある従業員に関する開示

61社(31.1%)がS1-12障害者について報告しており、サンプル196社のうち59社(30.1%)が障害のある従業員に関する数値を開示しています。これら59社は0.6%から12.6%の雇用率を開示しており、平均は3.0%でした。前年と同様、1社はグループ全体の範囲を2%から4%として提示しました。明確な国別傾向は確認されませんでした。スペイン企業の93%がこのトピックを開示している点は注目されます。全体として、障害のある従業員に関する開示パターンに大きな変化は見られません。

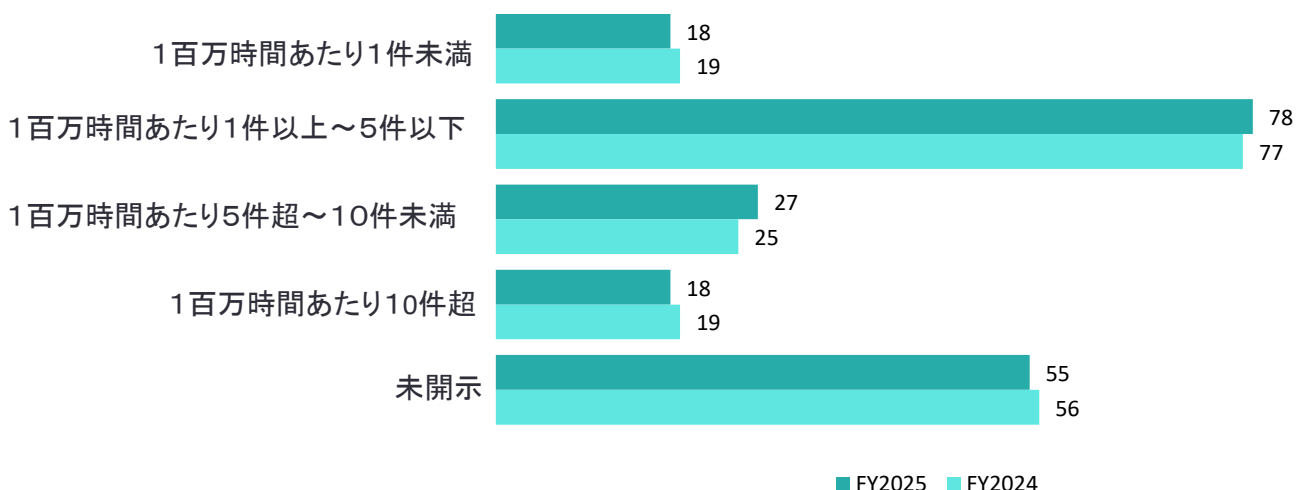
安全衛生に関する開示

企業はS1-14安全衛生指標に基づき、自社の従業員に関連する指標を開示する必要があり、80.1%がこの情報を提供しています。一方、196社中39社(19.9%)はS1-14全体に関する情報を開示していません。

ESRS S1第88c項で求められるS1-14に関する記録対象となる事故率の分析では、次の点が確認されました：

- 18社(9.2%)は100万時間あたり1件未満の労働関連事故を報告し、78社(39.8%)は100万時間あたり1件から5件の範囲、27社(13.8%)は100万時間あたり5.1件から10件の範囲の事故を報告しました。
- 18社(9.2%)は100万時間あたり10件以上の労働関連事故を報告しており、その範囲は10件から15,183件でした。このうち5社(2.6%)は5,000件以上を報告しています。これらの数値は、主に報告企業の規模、従業員数、事業内容によって左右されています。
- 196社中55社(28.1%) (S1-14をまったく報告しなかった企業を含む)は、労働関連事故率を開示していません。

図21: 記録対象となる労働関連事故率の分布



さらに、次の点も確認されました：

- 1社(0.5%)は労働関連事故ゼロを報告し、18社(9.2%)は100万時間あたり1件未満の事故を報告しました。
- このカテゴリーを報告した142社における記録対象となる労働関連事故率の平均は、100万時間あたり5.8件です。
- 報告された労働関連事故率は、100万時間あたり0.01件(金融サービス(FS)セクター)から75件(運輸(TP)セクター)まで幅があります。

全体として、報告された労働関連事故は増加している一方、死亡者数は明確に減少しています。表11は、2025年の数値をセクター別に示したものです：

表11: 記録対象となる労働関連事故の平均率および労働関連の負傷または疾病による死亡者数

SICSセクター	略称	記録対象となる労働関連事故の平均率	労働関連傷害または疾病による死亡者数の平均
消費財	CG	12.0	0.1
採掘・鉱物加工	EM	2.4	0.3
金融サービス	FS	2.2	0.0
食品・飲料	FB	12.7	0.5
ヘルスケア	HC	3.3	0.1
インフラ	IS	3.0	0.0
再生可能資源・代替エネルギー	RR	5.5	0.0
資源変換	RT	4.9	0.3
サービス	SC	11.5	3.6
テクノロジー・通信	TC	2.2	0.2
運輸	TP	11.2	0.5
合計		5.8	0.3

3.3.3ESRS G1「事業活動」

本分析では、191社(97.4%)が事業活動のトピックを重要な項目として評価していることが確認されました。11セクターのうち4セクターに属する5社はESRS G1「事業活動」について報告していませんが、残りのセクターではすべての企業が報告しており、未報告企業数は前年から変わっていません。国別に見ると、スイスに拠点を置く企業のみ、ESRS G1の報告割合が低くなっています(50%。ただし、スイスのサンプルサイズは小さい点に留意が必要です)。

図22: セクター別に報告された事業活動トピック

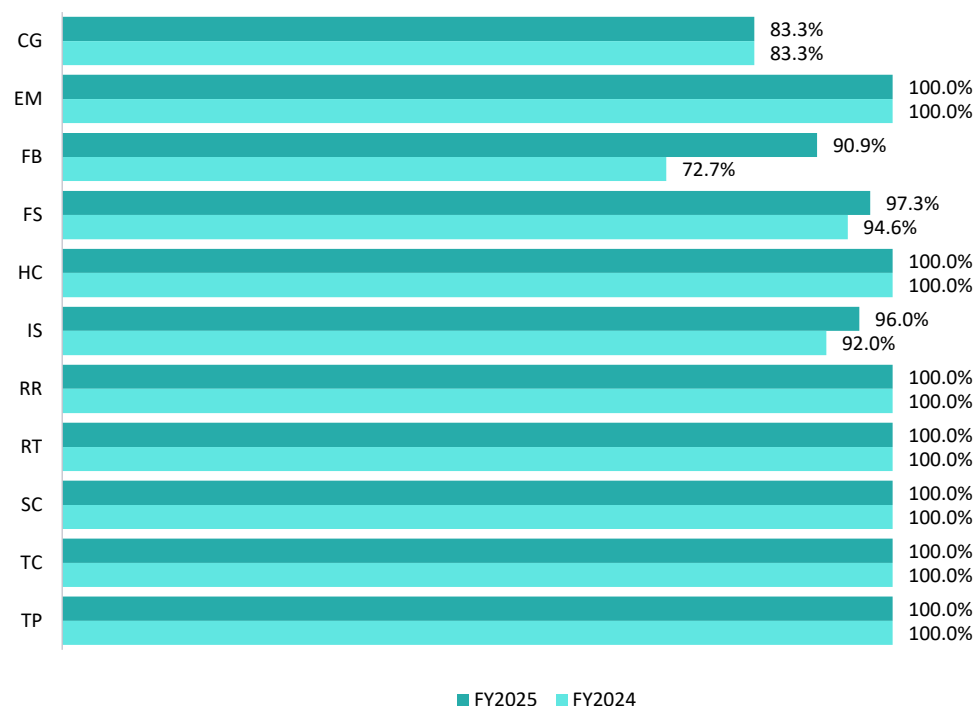
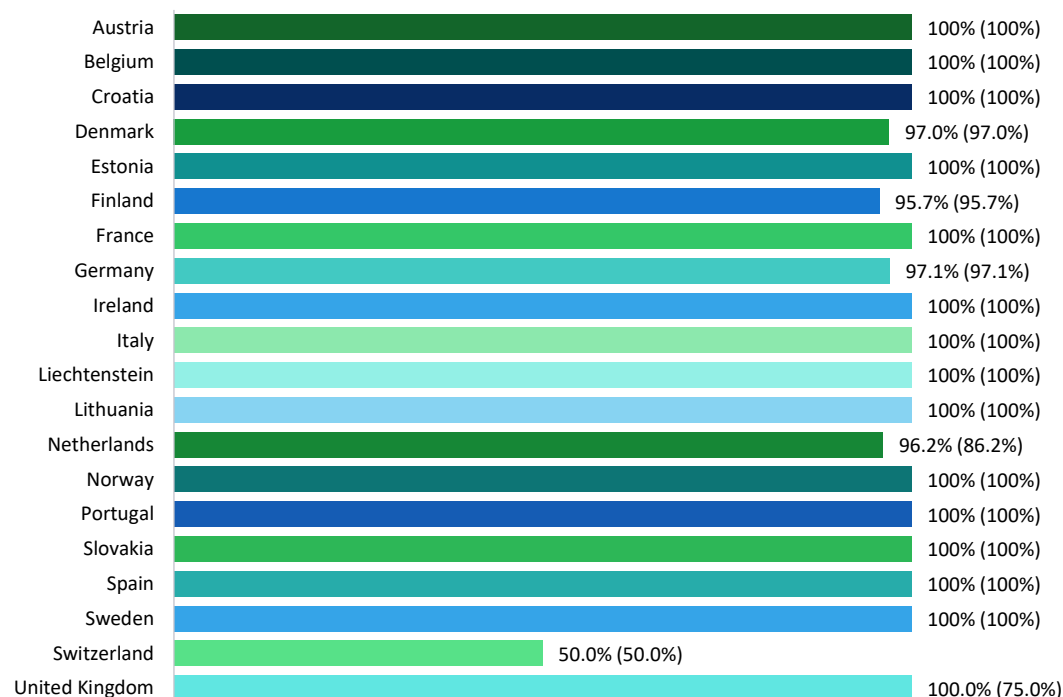


図23: 国別に報告された事業活動トピック



ダブルマテリアリティ評価(DMA)の結果に基づき、報告されていない各サブトピックは重要ではないと判断されました。最も多くの企業(143社)が対象としたサブトピックは企業文化です。一方、食品・飲料(FB)セクターでは、このサブトピックを対象とした企業は全企業の54.5%にとどまりました。最も少なかったのは動物福祉で16社、全体の8.2%のみです。セクター別では、ヘルスケア(HC)(52.9%)、食品・飲料(FB)(27.3%)、消費財(CG)(16.7%)、TPセクター(8.3%)が、動物福祉を重要と特定しています。

図24: 196社が報告したG1サブトピック(企業固有トピックを除く)

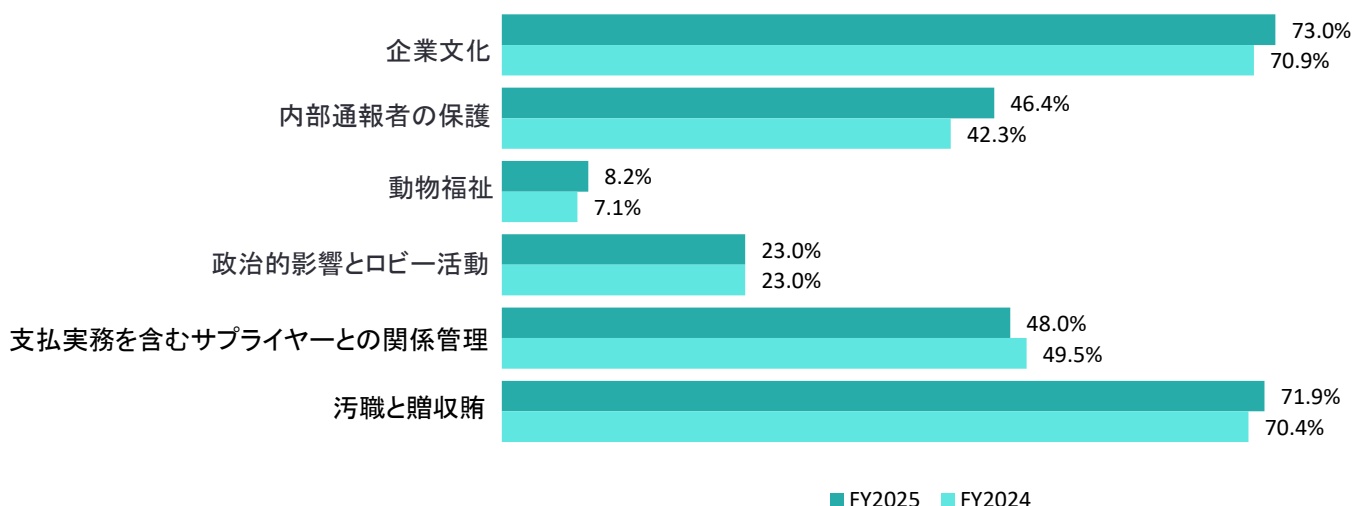


図24は、ESRS G1の開示が少数のサブトピックに大きく集中していることを示しています。企業文化は圧倒的に最も多く開示される領域であり、これに汚職および贈賄関連トピックが続き、企業全体で広く関連性があることを反映しています。これに対し、政治的影響およびロビー活動の報告頻度ははるかに低く、動物福祉は最も取り上げられていないサブトピックです。

事業活動基準に関する企業固有のトピックは、46社(23.5%)で対象とされています。セクター別では金融サービス(FS)が外れ値として確認され、17社のFS企業がG1の企業固有のトピックについて報告しており、前年から3社増加しました。主要な企業固有トピックは、サイバーセキュリティ、データプライバシー、金融犯罪、税務です。

ESRS G1「事業活動」は、ESRS 1で認められているPhase-in条項アプローチの対象ではありません。報告されたすべてのDRIは、報告企業がマテリアルと特定したサブトピックに関連しています:

- G1-1 事業活動方針および企業文化
- G1-2 サプライヤーとの関係管理
- G1-3 汚職および贈賄の防止と検出
- G1-4 汚職または贈賄の確認済みインシデント
- G1-5 政治的影響およびロビー活動
- G1-6 支払慣行

図25は、G1について報告している191社のうち185社がG1-1事業活動方針および企業文化を開示している一方、G1-5政治的影響およびロビー活動に関する情報を開示している企業は半数未満(67社)であることを示しています。G1-1は方針に関する開示であるため、DMAの結果にかかわらず言及が求められる、事実情報に関する報告要件です。すなわち、企業に事業活動に関連する方針の開示を求めています。以下の図に示すとおり、G1-2からG1-6の開示は前年から変化していません。

図25: ESRS G1 DRの開示率

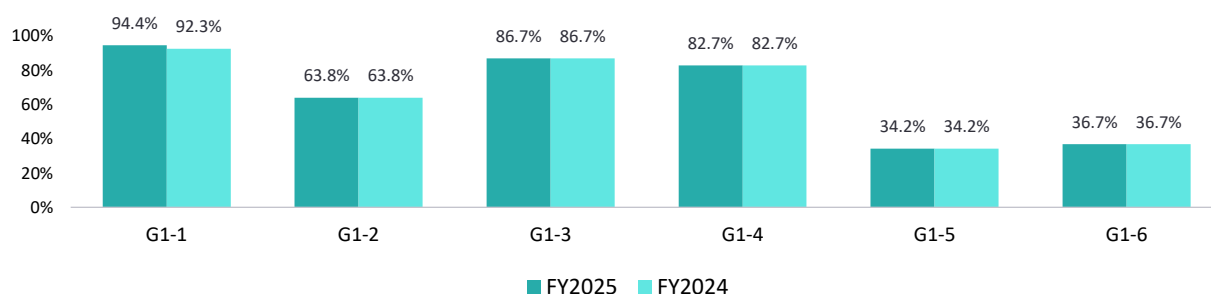


図26は、ESRS G1「事業活動」DRについて報告している企業の割合を、セクター別に示しています。括弧内の割合はFY2024データです。低い割合は赤、最も高い割合は緑、白は中程度の割合を表しています。この図から、食品・飲料および金融サービスセクターの企業は、ほとんどのG1開示要件において比較的低いカバレッジにとどまっていることが分かります。

G1-5政治的影響およびロビー活動の開示は、テクノロジー・通信(TC)セクターで最も少なく、平均報告率は17%です。一方、再生可能資源・代替エネルギーセクターの企業は、この要件について最も頻繁に報告しており、平均57%となっています。

全体として、G1-2からG1-6の報告水準は前年比でわずかに低下していますが、G1-1事業活動方針および企業文化に関する報告は、すでに高いベースラインからさらにわずかに増加しました。これは、企業全体で事業活動に係るフレームワークが引き続き関連性を持ち、優先されていることを示しています。

図26: セクター別DRカバレッジ

G1 開示要件	CG	EM	FB	FS	HC	IS	RR	RT	SC	TC	TP
G1-1	83% (83%)	100% (100%)	83% (73%)	87% (89%)	100% (100%)	88% (84%)	86% (86%)	100% (96%)	100% (100%)	91% (100%)	100% (100%)
G1-2	67% (67%)	80% (80%)	50% (64%)	51% (57%)	53% (59%)	72% (68%)	43% (71%)	67% (63%)	57% (57%)	57% (68%)	83% (83%)
G1-3	83% (83%)	90% (90%)	75% (73%)	82% (86%)	88% (82%)	84% (80%)	86% (86%)	88% (96%)	86% (86%)	78% (91%)	96% (96%)
G1-4	83% (83%)	90% (90%)	75% (73%)	72% (78%)	88% (82%)	88% (80%)	100% (100%)	79% (75%)	71% (71%)	74% (82%)	88% (88%)
G1-5	33% (33%)	40% (50%)	25% (27%)	21% (27%)	41% (35%)	44% (48%)	57% (71%)	25% (29%)	43% (29%)	17% (32%)	54% (58%)
G1-6	50% (50%)	20% (20%)	17% (18%)	31% (41%)	29% (29%)	44% (56%)	29% (43%)	25% (38%)	43% (43%)	26% (32%)	71% (79%)

ESRS G1の具体的分析

ESRS G1で注目されるトピックには、汚職および贈賄の防止と検出、ならびに政治的影響およびロビー活動が含まれます。報告書の分析から確認された以下の点は、前年の観察結果と大きく変わっていません:

- 企業はG1-3汚職および贈賄の防止と検出について、自社操業に関連して報告しています。開示内容は多様で、特定の傾向は見られませんが、事業遂行に伴うリスク、および導入された方針や実施されたアクションでは汚職・贈賄リスクを完全には排除できないことに言及するケースが非常に多くあります。サンプル全体で報告された、汚職・贈賄リスクが最も高い上位5つの機能または役割は次のとおりです:
 - 調達(33.2%)
 - 営業(24.0%)
 - 財務(13.8%)
 - 広報(10.2%)
 - マーケティング(9.2%)
- G1-5政治的影響およびロビー活動について報告している企業は、評判リスクへの影響から社会形成への積極的関与まで、さまざまな理由を示しており、この点は前年から変わっていません。

4 サステナビリティ報告書に対する保証

サステナビリティ報告の品質を確保するため、CSRDは、加盟国がサステナビリティ報告書に対する限定的保証の要件を採用することを想定しています。サステナビリティ報告書はマネジメントレポートの一部ですが、マネジメントレポートそのものは保証対象ではありません（ドイツおよびオーストリアを除く）。保証業務は、原則として報告企業の財務監査を担当する者（法定監査人）が実施します。ただし、CSRDは加盟国にオプションを与えており、報告企業が当該オプションを適用する加盟国の規制市場に所在または上場している場合、他の監査法人^{*13} または監査人以外の独立保証サービス提供者（IASP）^{*14} が保証を提供することも認めています。

保証水準

前年と比べ、サステナビリティ報告書全体に対する限定的保証は、引き続き最も一般的なアプローチ（88.8%）であり、前年から変わっていません。これには、CSRDがまだ国内法化されていない国^{*15}における必須および任意の限定的保証業務、ならびに必須の報告初年度であるスウェーデン企業に適用された必須の限定的保証が含まれます。選定された指標について追加的に合理的保証を取得している企業の割合は、前年の10.7%から9.2%へわずかに低下しました。3社は前年の限定的保証から保証なしへ移行しており、これは限定的保証が必須ではない法域で確認された変化です。前年と同様、FSセクターのドイツ企業1社は、サステナビリティ報告書全体について合理的保証を取得しました（0.5%）。必須の限定的保証業務は92社から97社へ増加し、この分類におけるハイブリッド業務（後述）は5件から4件へ減少しました。任意の限定的保証業務（CSRDがまだ国内法化されていない国向け）は82件から77件へ減少し、ハイブリッドの任意業務は17件から13件へ減少しました。全体として、サンプル内のサステナビリティ報告書の98.0%が、少なくとも限定的保証の対象となっています。

ドイツ企業はまだCSRD報告および保証義務の対象ではありませんが、26%（前年は35%）がサステナビリティ報告書の一部について任意で合理的保証を取得しています（以下の図27および図28では「ハイブリッド」と呼んでいます）。これに続くのはオランダの12%、イタリアの17%です（いずれも前年から変化なし）。後者は、CSRDを国内法化した国の中で最も高い割合を示しています。

セクター別に見ると、サステナビリティ報告の一部に対する合理的保証は、再生可能資源・代替エネルギーセクターで最も一般的です（29%）。これにテクノロジー・通信セクター（18%）および運輸セクター（17%）が続きます。この傾向は、前年のセクター別結果と一致しています。

比較情報

サステナビリティ報告2年目には、比較情報が広く利用可能になっています。サンプル内のすべての企業が、完全または部分的な比較数値を報告しています。部分的な報告は、新たに特定された重要なトピックについてデータが限定的だった場合に見られました。スウェーデン企業は2025年が必須の報告の初年度であるため、比較数値の提示が免除されていますが、サンプル内のすべてのスウェーデン企業がこれらの数値を提供しています。

サンプルでは、保証提供者の大多数（193社中149社）が、比較数値の保証に関する明示的な情報を提供していません。41件の保証報告書は、前年度以前の数値が保証対象ではないことを記載しています。3件の保証報告書は、前年度数値が保証されていないことを明示しています。

独立保証サービス提供者（IASP）

CSRDの下では、加盟国は、ESRSに従って作成されたサステナビリティ報告書に対する保証を独立保証サービス提供者（IASP）が実施することを認めることができます。フランスを除き（IASPを使用した企業1社、前年と同じ）、サンプル内のすべてのサステナビリティ報告書は、企業の財務監査人によって保証されました。

^{*13} 他の監査人がサステナビリティ保証を実施することが認められている、CSRDを国内法化した以下の国：ベルギー、クロアチア、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、リヒテンシュタイン、ノルウェー。

^{*14} IASPがサステナビリティ保証を実施することが認められている、CSRDを国内法化した以下の国：デンマーク、エストニア、フランス、ギリシャ、リトアニア、ノルウェー。

^{*15} CSRDをまだ国内法化していない国については、表12を参照。

保証業務の結論

サステナビリティ報告書に対する保証は、引き続き注目される領域です。サンプル内の多くの企業は、採択済みESRSを適用する際、各国のCSRD国内法化法で求められているかどうかにかかわらず、報告書に対する保証を取得しています。2023年ESRSに基づき任意で報告している2社、および簡素化ESRSの草案に基づき報告している1社は、報告書に対する保証を取得していません。

2026年3月31日までに公表された報告書のサンプルでは、限定付結論を受けた企業は1社のみ確認されました。

今後の方向性

欧州委員会は当初、限定的保証から開始し、その後(2028年10月に評価予定)合理的保証へ移行する計画でした。しかし、欧州委員会のオムニバスパッケージを踏まえ、この計画は変更されました。オムニバスは、合理的保証基準を採択する欧州委員会の義務を削除しました。限定的保証のみが維持され、保証基準は2027年7月1日までに採択される予定です。

現在、ISAE 3000(改訂版)はサステナビリティ保証業務で最も広く使用されている基準です。同基準はサステナビリティ保証では置き換えられ、2026年12月15日以降に開始する報告期間については、グローバルベースでISSA 5000サステナビリティ保証業務の一般要件に置き換えられます。欧州委員会は、ISSA 5000に基づくテクニカルアドバイスを提供しよう欧州監査監督機関委員会(CEAOB)に要請しました。ただし、2027年以降、ESRS準拠のサステナビリティ報告書にどの保証基準が適用されるかは、なお不明です。欧州基準が採択されていない場合、加盟国はサステナビリティ保証について法的拘束力のある基準を整備する必要が生じると見込まれます。

図27: 保証水準(国別)

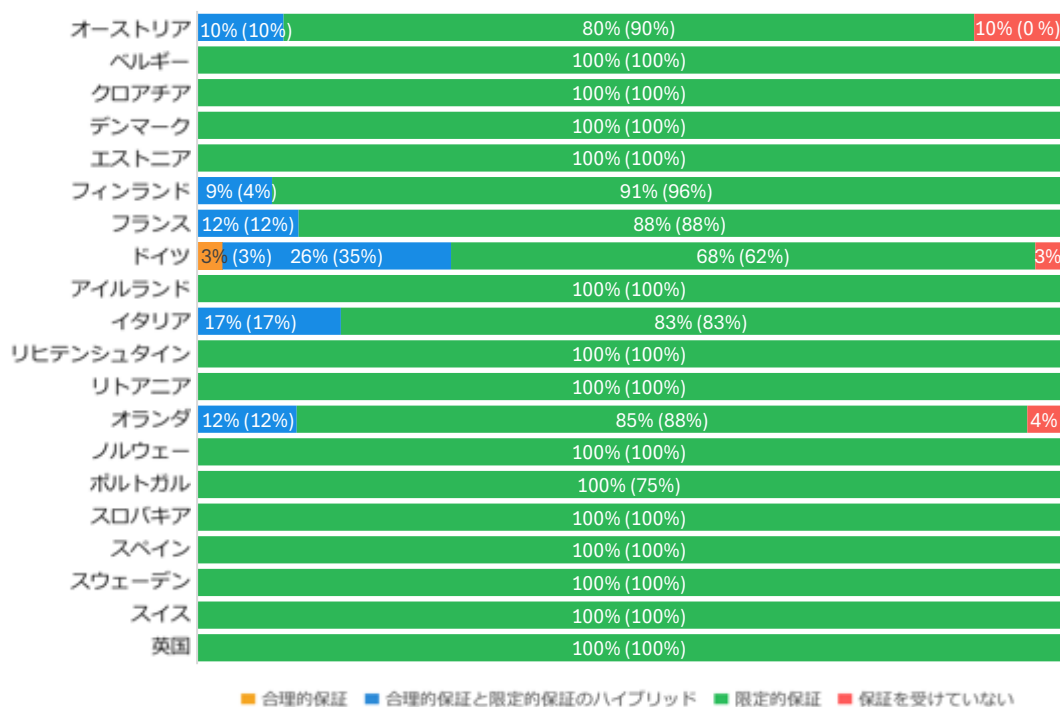
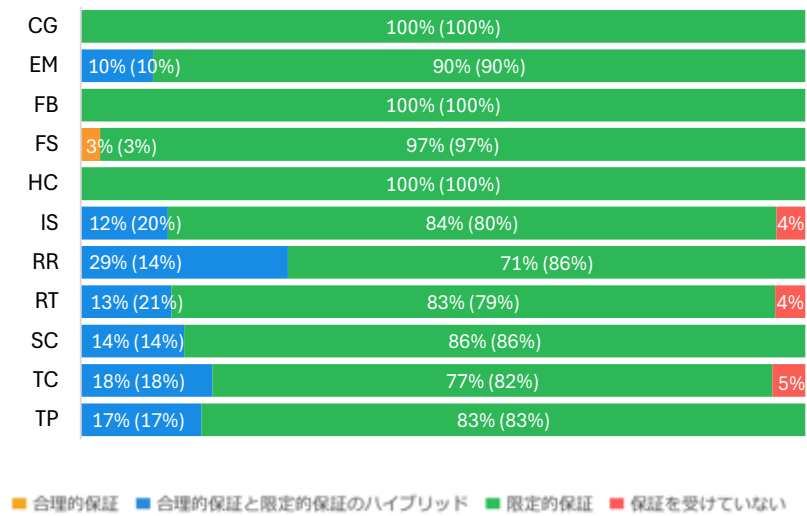


図28: 保証水準(セクター別)





アプローチと方法論

CSRD Barometer 2026の分析は、2026年初頭に公表された2025年度のESRS準拠サステナビリティ報告書に基づいています。データ収集および評価は2026年3月末まで実施しました。そのため、サンプルには、2026年3月31日までにEYチームが公表を確認し、選定した報告書が含まれています。

本分析は、CSRD Barometer 2025で分析した196社を対象に検証しています。前年度サンプルのうち3社は2026年3月末までに報告書を公表しておらず、1社は地域規制により適用除外となったことを開示しました。

前年と同様、分析対象企業には、EUおよびEEA内のさまざまな規模の企業に加え、ESRSに基づき任意で報告したスイスおよび英国の選定企業も含まれています。1社はスイスに本社を置くもののEU加盟国に上場しており、CSRDによって改正された透明性指令に従ってサステナビリティ報告書を作成する義務があります。分析対象企業の大多数(196社中187社)は公開利益企業(PIE)です。残りはEUまたはEEAに上場していません。

本分析は意図的に前年度サンプルを基礎としているため、CSRDを国内法化した国は、なお過小に表れている可能性があります。これは、より多くの国がCSRDを国内法化した場合でも当てはまり得ます。さらに、サンプルは市場規模や、企業が各国の主要資本市場セグメントに上場しているかどうかを反映するものではありません。

透明性を確保するため、サンプルに関する以下の情報を示します：

国別内訳

以下の表は、本社所在地に基づく分析対象企業の国別分布を示しています。

表12:本社所在地に基づくサンプル

本社国	地域	CSRD国内法化*16 2025年12月31日現在		サンプル内の 企業数		
		国内法化 状況	公表日	PIE	非PIE	合計
オーストリア	EU	いいえ	-*16	10	0	10
ベルギー	EU	はい	20.12.2024	3	0	3
ブルガリア	EU	はい	27.08.2024	0	0	0
クロアチア	EU	はい	19.07.2024	1	0	1
キプロス	EU	はい	29.07.2025	0	0	0
チェコ	EU	はい	21.08.2025	0	0	0
デンマーク	EU	はい	23.05.2024	31	2	33
エストニア	EU	はい	07.01.2025	1	0	1
フィンランド	EU	はい	12.11.2024	22	1	23
フランス	EU	はい	07.12.2023	17	0	17
ドイツ	EU	いいえ	-	34	0	34
ギリシャ	EU	はい	12.12.2024	0	0	0
ハンガリー	EU	はい	01.01.2024	0	0	0
アイスランド	EEA	いいえ	-	0	0	0
アイルランド	EU	はい	09.07.2024	3	0	3
イタリア	EU	はい	10.09.2024	6	0	6
ラトビア	EU	はい	03.10.2024	0	0	0
リヒテンシュタイン	EEA	はい	25.04.2024	1	0	1
リトアニア	EU	はい	30.06.2024	1	0	1
ルクセンブルク	EU	いいえ	-	0	0	0
マルタ	EU	いいえ	-	0	0	0
オランダ	EU	いいえ	-	25	1	26
ノルウェー	EEA	はい	21.06.2024	5	1	6
ポーランド	EU	はい	17.12.2024	0	0	0
ポルトガル	EU	いいえ	-	4	0	4
ルーマニア	EU	はい	26.01.2024	0	0	0
スロバキア	EU	はい	20.05.2024	1	0	1
スロベニア	EU	はい	04.06.2024	0	0	0
スペイン	EU	いいえ	-	14	0	14
スウェーデン	EU	はい	04.06.2024	4	2	6
スイス	EU外	該当なし	該当なし	2	0	2
英国	EU外	該当なし	該当なし	4	0	4
合計				189	7	196

CSRDはまだすべてのEU加盟国で国内法化されていないため、2025年度については、NFRD(CSRD WAVE1)の下で以前から報告していた、従業員500人超の大規模公開利益企業(PIE)のみが2023年ESRS(セット1)を適用する必要がありました。合計184社がEU/EEA内の規制市場に上場し、PIEに分類されています。そのうち1社はスイスに本社を置きながらデンマークに上場しています。さらに、5社のPIEはスイスおよび英国に本社を置いています。EU/EEA PIEのうち、地域の法域によりESRS準拠の報告書作成を義務付けられている企業は96社のみです。残りの93社のPIEおよび7社の非PIE(うち6社はCSRDを国内法化した国に本社を置く)は、ESRSに従って作成したサステナビリティ報告書を任意で公表しています。

*16 公式な国内法化のステータス(EU加盟国によって通知)については、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/NIM/?uri=CELEX:32022L2464> にアクセス(2026年3月31日にアクセス)。オーストリアは2026年2月18日に国内法化を公表した点に留意。

セクター別内訳

セクター分析では、企業を、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）が開発したSICS®*17に従ってセクター分類しました。17 分類は以下のとおりです：

表13：SICS®セクター別企業数

SICS®セクター	略称	PIE	非PIE	合計
消費財	CG	12	0	12
採掘・鉱物加工	EM	10	0	10
食品・飲料	FB	11	0	11
金融サービス	FS	35	2	37
ヘルスケア	HC	17	0	17
インフラ	IS	23	2	25
再生可能資源・代替エネルギー	RR	7	0	7
資源変換	RT	24	0	24
サービス	SC	7	0	7
テクノロジー・通信	TC	21	1	22
運輸	TP	22	2	24
合計		189	7	196

表14：国およびSICS®セクター別企業

国	SICS®セクター											合計
	CG	EM	FB	FS	HC	IS	RR	RT	SC	TC	TP	
オーストリア		2		2		1		3		1	1	10
ベルギー			1		1					1		3
クロアチア									1			1
デンマーク	2		2	5	8	3	3	2	1	3	4	33
エストニア			1									1
フィンランド	2	1	1	2	1	3	3	5		3	2	23
フランス	1	1	1	3	3	2		3		2	1	17
ドイツ	3			2	3	5	1	8	1	3	8	34
アイルランド	1			2								3
イタリア				1	1	1		1			2	6
リヒテンシュタイン				1								1
リトアニア						1						1
オランダ	1	2	3	6		4		2	2	3	3	26
ノルウェー		2		2		1					1	6
ポルトガル				1		2				1		4
スロバキア				1								1
スペイン	1	2		4		2			1	3	1	14
スウェーデン			1	4						1		6
スイス			1							1		2
英国	1			1					1		1	4
合計	12	10	11	37	17	25	7	24	7	22	24	196

*17 SICS®セクターおよび業界の完全なリストは、<https://sasb.ifrs.org/wp-content/uploads/2018/11/SICS-Industry-List.pdf> でアクセス可(2026年3月31日にアクセス)

Contacts

CSRD Barometer

EY authors

Christian Orth
christian.orth@de.ey.com

Frank Mayer
frank.mayer@de.ey.com

Luisa Gulden
luisa.gulden@de.ey.com

Rekha Jayakishan
rekha.jayakishan@gds.ey.com

Adars Subash Thoppil
adars.subash.thoppil@gds.ey.com

Sangeetha Dodda
(and the EY GDS team)
sangeetha.dodda@gds.ey.com

EY contributors

Jan Niewold
jan.niewold@nl.ey.com

Laure Guegan
laure.guegan@fr.ey.com

Elena Fernandez Garcia
(and the EY ESRS Working Group Members)
elena.fernandezgarcia@es.ey.com

Ianja Ramananmarivo
ianja.ramananmarivo@fr.ey.com

Fenna Zwienenbarg
fenna.zwienenbarg@nl.ey.com

Isabelle Tracq-sengeissen
isabelle.tracq-sengeissen@fr.ey.com

日本語翻訳

馬場 翔太
Shota.baba1@be.ey.com
Shota.baba@jp.ey.com

Country contacts

Susanna Gross

susanna.gross@at.ey.com

Sophie Chirez

sophie.chirez@be.ey.com

Daniela Petkova

daniela.petkova@bg.ey.com

Ivana Krajcinovic

ivana.krajcinovic@hr.ey.com

Stavros Violaris

stavros.violaris@cy.ey.com

Alice Machova

alice.machova@cz.ey.com

Margrethe Berkvist

margrethe.bergkvist@dk.ey.com

Elina Vahi

elina.vahi@ee.ey.com

Robert Söderlund

robert.soederlund@fi.ey.com

Christophe Schmeitzky

christophe.schmeitzky@fr.ey.com

Christian Orth

christian.orth@de.ey.com

Spyridoula Stamatopoulou

spyridoula.stamatopoulou@gr.ey.com

Akos Lukacs

akos.lukacs@hu.ey.com

Derarca Dennis

derarca.dennis@ie.ey.com

Roberto Giacomelli

roberto.giacomelli@it.ey.com

Janis Kaulins (Baltics)

janis.kaulins@lv.ey.com

Aine Hearty

aine.hearty@lu.ey.com

Jonathan Abela

jonathan.abela@mt.ey.com

Jan Niewold

jan.niewold@nl.ey.com

Nina Rafen (Norway and Iceland)

nina.rafen@no.ey.com

Tomasz Michalak

tomasz.michalak@pl.ey.com

Manuel Mota

manuel.mota@pt.ey.com

Massimo Bettanin (Romania)

massimo.bettanin@mt.ey.com

Marek Mikolaj

marek.mikolaj@sk.ey.com

Sanja Kosir Nikasinovic

sanja.kosir.nikasinovic@si.ey.com

Alberto Castilla Vida

alberto.castillavida@es.ey.com

Outi Alestalo

outi.alestalo@se.ey.com

Stephan Geiger (Switzerland/Liechtenstein)

stephan.geiger@ch.ey.com

Rebecca Donellan

rebecca.donnellan@uk.ey.com

Shaun Carazzo (Financial Services)

shaun.carazzo@uk.ey.com

Elodie Timmermans (Americas)

elodie.timmermans@ey.com

Nicky Landsbergen (Asia-Pacific)

nicky.landsbergen@au.ey.com



EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2026 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

BMC Agency GA 1346940
ED None

Score number: 111824-26-GBL

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice. Moreover, they should be seen in the context of the time they were made.

ey.com